

平成二十年度

第三十八回 新宿区景観まちづくり審議会議事録

新宿区

第三十八回新宿区景観まちづくり審議会

開催年月日・平成二十年八月二十五日

出席した委員

進士五十八、初田 亨、窪田亜矢、後藤春彦、西村幸夫、
松川淳子、山本忠順、浅見美恵子、阿部光伸、上野晴一、
大野慶一、嘉納久子、福井清一郎、八木栄子、永島恵子

欠席した委員

和田総一郎

議事日程

- 一、委員委嘱及び委員紹介
- 二、会長、副会長選出
- 三、「新宿区景観まちづくり計画」（素案）の作成等について【審議】
- 四、赤城神社の建て替えについて【報告】

議事のでんまつ

午後二時〇二分開会

折戸課長 定刻を過ぎましたので、第三十八回の景観まちづくり審議会を開催いたします。

さきの審議会の委員の任期でございますが、六月で終了しました。再任の皆様には、改めまして七月一日から二年間、引き

続き新委員としてお願いしたいと思っております。

本日の欠席の委員の御連絡はございませんが、まだ和田委員がお見えになつてないようでございますが、新宿区景観まちづくり条例の施行規則の第十五条によりまして、審議会委員の過半数が出席していただきますので、審議会は条例に基づいて成立して

います。それでは、最初に配付資料の確認をします。よろしくお願ひ

します。資料の一ですが、景観行政団体になるまでの経過と今後の流れについてです。資料の二ですが、「新宿区景観まちづくり計画（素案）」の概要についてです。こちらは裏面もあります。

それから資料三ですが、A四判で「新宿区景観まちづくり条例（素案）」の概要についてです。資料の四ですが、「新宿区景観まちづくり計画（素案）」についてです。資料五ですが、A三判で「景観形成ガイドライン（素案）」についてです。一番最後に条例本文ですが、「新宿区景観まちづくり条例（素案）」というのが、資料六となっております。

次第には、赤城神社プロジェクトの参考資料について書いておりますが、説明の際に配付させて頂きたいと思っております。

それから、「新宿区景観まちづくりガイドブック・全十冊」は、机の上に置かせていただいております。

それでは、本日の資料の確認は以上となりますが、お持ちでない方、机にない方につきましては事務局のほうにお申し出いただければ、予備がございますので配付いたします。どなたか資料のない方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

それでは、資料の確認は以上とさせていただきます。

景観まちづくりガイドブックは、既にお持ちの方もいらっしゃると思いますが、その方につきましては、こちら一階で売っていますので、置いていっていただけると助かるなと思っておりますが、これは任意でございます。

一、委員委嘱及び委員紹介

折戸課長 それでは、新しい委員の審議会、第一回目ですので、略式ではございますが委嘱状を机の上に置かせていただいております。本来であれば区長みずからお渡しするものでございますが、略式で行なわせていただきます。

それでは、後で自己紹介していただきますが、初めてでございますので私のほうで委員のお名前を紹介させていただきます。まず、進士委員でございます。

進士委員 こんにちは。進士でございます。よろしくお願いいたします。

折戸課長 初田委員です。

初田委員 初田でございます。よろしくお願いいたします。

折戸課長 西村委員です。

西村委員 西村です。よろしく申し上げます。

折戸課長 後藤委員です。

後藤委員 後藤でございます。よろしくお願いいたします。

折戸課長 窪田委員です。

窪田委員 窪田と申します。よろしくお願いいたします。

折戸課長 山本委員です。

山本委員 山本です。よろしくどうぞ。

折戸課長 松川委員です。

松川委員 松川でございます。よろしく申し上げます。

折戸課長 浅見委員です。

浅見委員 よろしく申し上げます。

折戸課長 福井委員です。

福井委員 福井です。よろしく申し上げます。

折戸課長 それから、八木委員です。

八木委員 八木でございます。よろしく申し上げます。

折戸課長 和田委員はちよつとまだ来ておられないようです。

嘉納委員です。

嘉納委員 嘉納でございます。よろしく申し上げます。

折戸課長 大野委員です。

大野委員 大野でございます。どうぞよろしく。

折戸課長 上野委員です。

上野委員 上野です。よろしく申し上げます。

折戸課長 阿部委員です。

阿部委員 阿部でございます。

折戸課長 永島委員です。

永島委員 永島でございます。どうぞよろしく申し上げます。

ます。

折戸課長 ということで、審議会の構成でございますが、きょうは第一回目となりますので、まず会長と副会長の選出を行いたいと思います。

二、会長、副会長選出

折戸課長 会長、副会長につきましては、条例施行規則第十四条におきまして、委員の互選ということになっております。会長、副会長が決まるまで、私の方で座長を努めさせていただきたいと思えます。

(「事務局一任でお願いします」と呼ぶ者あり)

折戸課長 委員の方から事務局に一任ということでございましたのが、推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃらないようでしたら、私からの一任でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

折戸課長 それでは、前期から引き続き会長につきましては進士委員に、それから副会長につきましては初田委員にお願いしたいと思えますが、皆さん、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

折戸課長 それでは、会長には進士委員、それから副会長には初田委員ということで、二年間お願いしたいと思えます。

それでは、進士新会長、よろしくお願いいたします。

進士会長 それでは、一言ごあいさつと思つたんですが、大してありませんので。

公募委員の皆さん、初めてお目にかかりますが、農大の進士と申します。

景観行政のお手伝いをずっと大分長いことやっておりますが、新宿区はこういうガイドブックができていますように、かなり全都の中では非常に頑張っておりますし、学識経験者を識見を有する者という整理をしておりますので、それなりにちゃんと頑張っていたら、こういうものも委員の中でかなり頑張

っていたら成果でもございますので、どうぞそのあたりを御了解いただいて、御協力いただければと思えます。

それから、私としてはできるだけ会は楽しくやりたいと思つておりますので、議論は議論で大きいにしていただきながら、しかし余りいがみ合うようなことがないような、そういう会にしたいと思えますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。では、先生。

初田副会長 工学院大学の初田でございます。

会長の進士先生をバックアップしながら、皆さんの御協力を得ていい条例なり何なり、まちづくり審議会を進めていきたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

進士会長 まず最初に、委員の皆さんより一言ずつ自己紹介をいただきたいということだそうですので。それでいいですね。

折戸課長 はい。

進士会長 こちらから。では、西村先生から模範演技をやつていただけますか。

西村委員 東大の西村です。都市計画をやっています。模範ではないんですけども、この机の上に配つてあるガイドブックのうちの一、二、三、七、八、九という六冊を我々の研究室で出してあります。三年かかったんですけどね。ほとんどすべての道を、私がやったわけじゃなくて学生がやったんですけども、すべての道を歩いたので、学生はこれで新宿区に育てられたという感じであります。

以上です。よろしくお願いいたします。

進士会長 ありがとうございます。

後藤先生。

後藤委員 早稲田大学の後藤と申します。よろしくお願います。

うちの学生も、三つですかね、やらせていただきました。大変いい機会をいただいて、ありがとうございます。

そろそろ計画もでき、いろいろな仕組みなどがそろってまいりましたので、次は形になるような仕事に向かいたいというふうに思っております。

それから、東京都の景観審議会のほうにも参加させていただいておりますが、はるかに新宿区の景観まちづくり審議会のほうが、すばらしいメンバーで活性化してやっているといますので、こちらのほうでまた勉強させていただきたいと思えます。よろしくお願います。

進士会長 ありがとうございます。

窪田先生。

窪田委員 東京大学の窪田と申します。

私は、工学院大学の学生さんたちと、このナンバー十と一緒にやらせていただきました。やっぱりやっていると、まずは現場を見て歩いて、住んでいるわけでは、生活者ではないんですけれども、気がついた点をとにかく挙げていこうということとやっておりまして、ここから景観計画をどうやって見直していくのかという非常に重要な時期だというふうに認識しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

進士会長 では、山本さん。

山本委員 山本と申します。

配付いただきました名簿のところに、実は東京都建築士事務

所協会新宿支部ということで書いていただきましたが、実はそこにあります「副支部長」というのは先年度まででして、年相応に今度相談役という肩書になりました、甚だ恥ずかしいんですが、訂正をしていただければと思います。

そういう立場で参っておりますけれども、実は住んでいるところも職場も新宿区内でございますので、一区民の立場ということで、いろいろお役に立てればなというふうに思っております。

よろしくどうぞお願いたします。

進士会長 では、松川先生。

松川委員 生活構造研究所の松川と申します。

会社では、いろいろまちづくりにかかわる仕事をしております。七月に会社の前年度の仕事がほとんど終了して、新しい年度の仕事に取りかかる動きがあったので、それを機会に荒木町でちよつと打ち上げをやるうというので、会社のみんなで荒木町を歩いて食事をするというのをやりました。荒木町を、この審議会の初めのころに見せていただいたと思うんですが、非常に変化しかけている様相が見えていて、大事なときなんだなというふうに思いました。

よろしくお願いたします。

進士会長 良く変化しているんですか、悪く変化しているんですか。

松川委員 整備されてきた井戸が良いか悪いかということは一週に言えないんですけども、新しいものが建って、それと一緒に今まで野原ぼうぼうという感じだったのが、ばっちりいすを置いたり、公園風にきちんとなつてきているというふうに思い

ました。

進士会長 もう一つはつきりわかりませんが。

松川委員 すみません。

進士会長 ぜび、ゆっくり。

浅見委員 どうぞ。

浅見委員 浅見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

知ったかぶりをせずに、常に地域、区民の視線を忘れずに、またこの会でいろいろ学んでいきたいと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

進士会長 では、福井委員、よろしく。

福井委員 神楽坂通り商店会の代表をしています福井でございます。

神楽坂、今ちょうど変貌時期で、「拝啓、父上様」ができたのも、十四階、マンションの反対の運動の中からできたテレビドラマでございまして、その前に三十三階でしたっけ、それが西村先生とか窪田先生と一緒にいろいろな頑張ったんですけれども、やはり阻止できなかったという。そういうような経過がいろいろの結果として出てきて、神楽坂は今地区計画を進めています。それで、神楽坂通り商店会に面している建築設計図面が出てきて、それをまちづくり協定にのっとって設計変更してもらったりとか、新しく携帯のアンテナを建てるといので、それはダメだということで、そのかわりの策を研究させるとか、いろいろ成果が出てきたなというふうに思っています。

今、飯田橋の駅の問題とか、あそこはちょうど新宿区との文京区、千代田区との境目になるので、三区を挙げて一緒に何か

やるうということと機運が高まってきましたので、そういう意味での成果が出てきたかなというふうに思っています。

いろいろとまた教えてください。

進士会長 ありがとうございます。非常に神楽坂は頑張ってこられて、新宿区の景観活動をリードされているんですね。頑張ってください、これから。

八木委員、どうぞ。

八木委員 八木でございます。

私は、落合のほうにありますけれども、落合はかなり住居が乱れてまいりまして、高齢者がいなくなりまして、そこに新しい住宅が建つんですけれども、このように景観法を皆さんの中に徹底していかないと、小さな家づくりになって、空き地がなくて、緑がなくて、緑を緑をつて盛んにおっしゃってください。緑がなくても、やはり行政側から宅地をつくるに当たって住宅と緑あるいは空地、そういうところの景観というのが、一つ一つ、一軒だけがいいというんじゃないで、全部やっぱり足並みをそろえた形で緑を愛していこう、つくっていこうというよな空間が必要ではないかなというよな気がいたしますので、これからも住宅地にかかわらず、大きな建物が建つたときには、それなりの空地にいろいろな景観のすばらしいことの設計や建築がなされているんですけれども、それと並行してまちに來れば来るほどにぎやかな、カラフルな色が目に映りますけれども、自動車、電車、その横にいろいろな宣伝文句が書かれているのがちらちらと走りますと、ますます何か景観どころではなくて、まちを暗くするゆとりのないまちづくりになっていくよな気がしますので、できるだけ憩える、気持ちの穏やかに生活ので

きるまちなみということを目指して、皆さんにお話をいただきたい
していきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

進士会長 ありがとうございます。

では、嘉納委員、よろしく。

嘉納委員 私はこちらに参加させていただくのは初めてで、
多分勉強勉強、皆さんの御意見とかを参考にして勉強をする、
勉強になると思うんですけども、私も新宿のほうに生まれて
から長年ずっと住んでおりまして、その四十数年間、周りが余
りにも目まぐるしく本当に変わってきているんですけども、
その中で今まで安閑として、その変化に何かなれてしまって、
その流れに普通に安閑としていたんですけども、やはり新宿
の景観づくりということに、とても何か気持ちが入りまして、
ぜひこちらのほうで勉強させていただく方々、いろいろと自分
の意見も参考にしていきたいなと思って、こちらのほうに公募
させていただきました。

よろしくお願ひいたします。初めてなので、よろしくお願ひ
いたします。

進士会長 頑張ってください。

嘉納委員 ありがとうございます。

進士会長 大野委員、よろしく。

大野委員 公募委員の大野と申します。

新宿御苑に沿うように、小さなまちの内藤町、そこに住んで
おります。景観まちづくりガイドブック、これをインターネット
トで読みまして、すばらしいものがあるんだなというふうに読
ませていただきました。感動の余り応募いたしましたが見た

目以上に年をとっておりますので、お情けで御推挙いただいた
ようでございます。御迷惑にならない程度に発言させていただ
きたいと思えます。

どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

進士会長 よろしくお願ひします。

上野委員、よろしくお願ひします。

上野委員 私は、新宿区にはもう三十年以上住んでいるん
ですが、団塊の世代でして、大学卒業しましてからずっと会社が
コンピューターメーカーで、日々、家へ帰るのは寝に帰って
るだけということ、新宿の周りのことは全然知りませんとい
う、むしろ会社のことばかりで知らなかつたんです。ところ
が、もう定年退職を迎えるに当たりまして、よく自分の周りの
環境を見てみると、余りにも地域のことを知らない。今まで
見ていたチラシや何かを見てみると、ワンルーマンションや
何かがやたら建っている。それで仕事はコンピューターなも
ので、今もうコンピューターは組んでいないんですけども、
いろいろな情報、セキュリティのチェックとか、それからあ
あいうものは今、そういう信頼性が低いとか、生産性が低い
でどうしたらいいのかということを非常にやっているんですね。
やっぱりそういうものにはプラットフォームというか、そういう
ものの整備が必要なんだけれども、同じように環境面について
はいろいろ個々の問題なり、そういうものが整備されてやっ
ているのかどうか。そういうことで、いろいろお役に立ちた
いなと思って今回やってまいりました。

よろしくお願ひします。

進士会長 ありがとうございます。

では次、阿部委員、よろしく。

阿部委員 阿部でございます。

進士先生を初め、西村先生、窪田先生を見まして、実はびっくりしました。私、仕事柄、建築関係とかやらせてもらってますが、今回景観ということで実は応募させてもらいました。私、荒木町に住んでございまして、先ほどお話しございました福井商店会会長さんの神楽坂ですね、いろいろとお世話になっておりまして、たまたま今、私のいるところが箆笥地区協議会ということで、そういうのの一部参加させてもらっているんですが、だんだん自分の地域のことを、やはりちゃんとやらなきゃいかんという思いもありまして、そんなことがありまして、実は気楽な気持ちで書きまして、いざ来ましたらこんな豪華なメンバーがいたものですから、ちょっと恐縮しております。今後ともよろしく願います。

進士会長 よろしくどうぞ。

では、行政の委員ですが、責任者、しっかり。

永島委員 新宿区の都市計画部長の永島でございます。

新宿区景観まちづくり審議会の皆様におかれましては、本当にお世話になっております。ありがとうございます。

私も、私ごとでございますけれども、一年前に新宿区のこのポストに着任をいたしましたので、この審議会は本当にメンバーの方々のすばらしい御発言等、私も本当にこの場にいるだけで緊張してしまう審議会でございます。

その時点ではなかなか景観行政団体はハードルが高くて、いつもなかなかうまくいきませんという御報告ばかりで、本当に私どもとしても何とかしなくてはと思っていたところでござい

ます。本日も議題の中でのお話もありますけれども、おかげさまで七月十八日付で景観行政団体になることができました。ありがとうございます。

また、今回はその景観行政団体となって、計画づくりということで、本当におかげさまで少しずつではございますけれども、歩を進めることができているという感謝をしております。

また、今回は新しい委員の方々をお迎えということ、実は今回についてかなり委員への応募が伸びまして、非常に多くの方が御応募いただき、また今回御選出された皆様方におかれましては、本当にすばらしい意見をお寄せいただいた方々でございまして、

どうぞまた引き続きよろしくお願いいたします。

進士会長 何人ぐらい応募されたんですか。十一人。

折戸課長 十七人。

進士会長 では、激戦を勝ち抜いてこられた。

審議会は公開ですけれども、傍聴の方は発言はできませんということでございますので、どうぞ御理解ください。

今日の議題は二つございます。

一つは審議事項でございまして、「新宿区景観まちづくり計画」(素案)の作成について、それから後ほど御報告として赤城神社の建て替えについてでございます。

それで、事務局の紹介はやらないの、これ。

そうそう、景観と地区計画課長、折戸さん。景観がつかましたから、今度は。

折戸課長 四月から「景観」がつかまして、景観と地区計画課長の折戸でございます。事務局をやらせていただいています。

進士会長 ちよつと全員。

志原主査 私も今年から、こちらの景観と地区計画課に参りました主査の志原と申します。どうぞよろしく願ひいたします。景観の担当を主にやっております。

岩田主査 同じく主査の岩田と申します。どうぞ皆様、よろしく願ひいたします。

進士会長 よろしいですか。

安藤主事 主事の安藤と申します。よろしく願ひいたします。

進士会長 はい、どうぞ。

千葉主事 私も主事で千葉と申します。よろしく願ひいたします。

進士会長 役所だけ差別してはいけませんから、幹事の皆さんもせつかくだから。どうぞ。

猿橋幹事 後ろに陣取っておりますが、総合政策部長の猿橋と申します。よろしく願ひいたします。

酒井幹事 地域文化部長の酒井でございます。よろしく願ひいたします。

邊見幹事 みどり土木部長、邊見でございます。どうぞよろしく願ひいたします。

渡部幹事 教育委員会事務局次長の渡部でございます。よろしく願ひいたします。

進士会長 きょうの案件では余りないでしょうが、ああいう部長さんたち、偉い人が並んでいるんですから、ただ並べているのではもったいないですから、質問とか意見があったらどうぞ言ってください。

三、「新宿区景観まちづくり計画」(素案)の作成等について

【審議】

進士会長 それでは早速ですが、景観行政団体になったので、今までの委員の皆さんはもう一回同じようなことを、平たく言う中身は既にやってきたようなことを改めて、その手続においてやらなきゃいけませんので、ちよつと恐縮ですけども、新しい委員もおられますし、少し説明、景観行政団体の仕組みもちよつと軽く触れて、それで中身に入りましょうか。

どうぞ、課長。

折戸課長 それでは、事務局のほうから今日の議題について、資料に基づきまして御説明をしていきたいと思ひます。

まず最初に、資料の「から説明をしたいと思ひます。」

今、進士会長のほうからありました通り、少し経過も踏まえ、てお話をしたいと思ひます。

まず景観法という法律が、平成十六年に施行されました。新宿区は、二十三区で最も早く景観まちづくり条例というのをつくりました。「歩く人にやわらかな都心景観をつくる」というスローガンで、平成四年三月に景観基本計画をつくりました。二十三区で最も早く景観行政に取り組んできたという団体でございます。

ただ、こうした活動は新宿区だけではなく、全国の自治体がそれぞれ景観行政に取り組んできたという経緯がございます。しかし、自治体の条例で自主的に取り組んできたので、なかなか事業者を指導するとか誘導していくということにつきまして

は、強力なお願いというようなことでやってきました。しかし、私権に踏み込んで強制力を持ってやっていったり、あるいは誘導していったりすることはなかなか難しいというようなことがありました。

こうした全国の自治体の景観行政に対する取り組みを国が支援するために、景観法という法律をつくりました。この景観法に基づきまして、さまざまな景観施策が運用できることになったのです。法律自体は、平成十六年の六月に国会で定められ、平成十七年六月一日に全面施行となりました。

この景観法ですが、景観行政団体にならないと活用できないものとなっております。

景観行政団体というのはどのような団体なのかと申しますと、都道府県、それから政令市、それから中核市、そこが自動的に景観行政団体となります。そのほかの市区町村については、都道府県と協議・同意の上、景観行政団体になるという手続きが必要となります。

新宿区の場合で考えますと、東京都が自動的に景観行政団体となりましたので、東京都との協議・同意の上で景観行政団体になれるということになります。新宿区は景観法が制定される前から、景観行政団体になれるように東京都の協議を行ってまいりました。その途中に、東京都が景観計画をつくりましたので、東京都景観計画とも整合した計画となるよう協議を続けてきました。その結果、協議が整い景観行政団体となりましたので、初めて法律に基づいた計画をつくれるという立場になりました。今回景観法に基づく計画を御審議いただけるようになったということでございます。

それでは、具体的な説明に入っていきます。今御説明いたしました、資料一では景観行政団体になるまでの経過と今後の流れについて書いてあります。

本日の審議につきましては、八月二十五日「景観まちづくり審議会」と書いて赤いラインの入っている部分が本日となっております。本審議会の中で、計画と条例とガイドラインの（素案）の内容を審議していただき、パブリック・コメントを行うことについて、御審議をお願いするというところでございます。

それから今後の流れでございますが、パブリック・コメントをした後、もう一度景観まちづくり審議会を開きまして、再度皆さんで御審議していただきます。その上で、法律で決まっているのですが都市計画審議会の意見を聞きます。その後、決定の手続きに入っていくこととなります。

今新宿区は、これまでやってきました新宿区の景観まちづくり条例に基づく事務と、景観行政団体として東京都から引き継ぎました事務の二つの仕事を並行してやっておりますが、二十一年度に新しい計画ができましたら、新宿区景観まちづくり計画といたしまして一本化していきたいと考えています。今回はそのための内容を御審議していただきたいということでございます。

では、具体的にその景観まちづくり計画（素案）の概要についてご説明します。資料二をご覧ください。

後で冊子のほうに細かく全貌は掲載されていますが、概要だけを御説明したいと思えます。まず一番上でございますが、景観計画の区域は、新宿区の全域としたいと考えております。その中に、地域の景観特性に基づく区分地区というのを設けてい

まして、福井委員からさきほどお話がございました「粋なまち神楽坂地区」、それから区のほうでまちづくりに取り組んでいる「エンターテインメントランド歌舞伎町地区」、それから緑の保全ということで「落合の森保全地区」この三地区がございます。そして東京都から引き継ぎました「水とみどりの神田川地区」と、「新宿御苑眺望保全地区」の二地区があります。こちらの区分地区では、一般地区よりも区域の景観特性に即した景観形成基準を持つということでございます。

具体的な今回の景観まちづくり計画（素案）の骨子でございますが、基本的な大きな方針としまして「地形をいかす」、「まちの記憶をいかす」、「水とみどりをいかす」という三つの基本方針を据えました。

それに加えて、広域的な景観の形成ということで、西口の超高層ビル群でありますとか、聖徳記念絵画館や迎賓館、そして新宿御苑からの眺望景観、それから駅前景観や車窓景観の形成、それから幹線道路沿道における景観形成、水辺の景観形成ということも重視しております。

景観形成の推進につきましては、先ほどの区分地区について、特に重点的に景観形成を推進していきたいということでございます。

具体的な地区ごとに、良好な景観形成のための行為の制限に関する事項というのを設けます。例えば、ここに書いてございますように「粋なまち神楽坂地区」では、届け出対象となる建築物を七メートル以上のものであるとか、それぞれの地区の特性に即した対象物の設定としたり、具体的な景観形成の基準を設けています。

他にも、都市計画諸制度との連携ですとか、広告物に関する制限でありますとか、こうしたものもあわせて行っていきたいと考えております。

景観重要建造物の指定の方針でありますとか、景観重要樹木の指定の方針についても設けていきたいと考えています。また、具体的にどれを景観重要建造物にするとか、どの木を指定するかということについては、具体的な名前は挙がっておりませんが、こうした方針のもと順次指定していきたいということでございます。

景観重要公共施設につきましては、新宿御苑や神田川、新宿通り、神楽坂通り、おとめ山公園、早大通り、新宿中央公園、甘泉園公園などについて、整備の方針を定めていきたいと考えております。

それから、裏面のほうへお願いいたします。

実現の仕組みということで、ではこれをどのような形で実現していくのかということでございます。これまでもやってきておりますが、事前協議と届出制度による景観形成を行なおうと考えております。しかしこれからは、景観法に基づく届け出ということ、景観形成基準などに不適合の場合については、勧告や変更命令を出せるようになります。

それから、新宿区としましては地区計画等のまちづくり制度と連携した景観形成ということで、地区計画や景観地区、景観協定、こうしたものも活用しながら景観の形成を行っていききたいということでございます。

この景観まちづくり審議会の位置づけも条例で位置づけた上で、景観計画の策定や変更、ガイドラインの策定や変更、それ

から勧告や変更命令に関すること、景観重要建造物や樹木の指定や解除、それから景観に与える影響が大きい大規模な公共施設整備ということ、この審議会の審議事項としてはどうかと考えております。

また、審議事項の増加に伴い、小委員会などを設置して審議権を委任することも必要ではないかと考えております。

それでは、続きまして資料三でございます。これまでは景観計画についての資料でございましたが、今度は景観まちづくり条例の素案の概要でございます。

条例そのものは、先ほどの資料六につけてございますが、素案の概要で説明させていただきます。目的は、景観法に基づき景観計画の策定や行為の制限を行うことで、地域の活性化を図り潤いのある区民の生活環境を創出していくということです。います。

基本理念は、区民共有の財産である良好な景観を、区民と協働し東京都や隣接区との連携を図り保全・創出することとでございます。

三条には、区長や事業者、区民の責務を設けました。目的を達成するために果たせばならない、それぞれの責務を明記しております。

そして、国等に対する協力要請等、区分地区、景観まちづくり計画の策定の手続、審議会の関与や区民への周知、それから景観形成ガイドラインの策定についても規定しております。

裏面にいきまして、景観事前協議制度、今もやってございますが、引き続き条例に位置づけます。そして景観まちづくり計画に基づき届出対象行為を定めています。さらに変更命令の対

象になる行為について、建築物や工作物の新築、色彩の変更などを定めています。

勧告や公表についての審議会の関与方法や、届け出を要しないものに関する景観計画への適合の努力義務を定めています。

景観重要建造物及び樹木に関する事項、支援策等について定めております。

詳細につきましては、条例案文を見ていただければお分かりになるかと思えます。

それから、最後となりますが資料の五でございます。こちらはまちづくりガイドブックにも載せましたが、景観形成のガイドラインとして定めていくものです。こちらを基に、個々の建築物や工作物を指導、誘導していきたいと考えております。

このガイドラインの特徴でございますが、区内全域を網羅しているということが挙げられます。他の自治体では、特定の地域に限って設けられていたりするのですが、新宿区としましては区内全域の詳細なガイドラインをつくっているということが第一の特徴でございます。

それから、二点目は景観の保全だけではなく、これから創出するような景観、例えば今は空き地になっているけれども、再開発などの開発が予定されているところ、それから将来都市計画の道路ができるものとか、そういった将来変化が予測される景観形成にも配慮した点です。保全するだけではなく、これから創出していく景観についても言及しているというのが特徴となっております。

詳細は、このエリアごとに見ていただければと思えます。本来ですと、こちらはカラーでお配りしたかったのですが、財政

上の観点から白黒で配布させていただきました。申しわけございませんが、よろしくお願いいたします。

そのほか細かくございますが、後は御審議の御質疑の中でお答えしていきたい、あるいは皆様と一緒に議論していきたいと思えます。

事務局からは以上でございます。

進士会長 ありがとうございます。

ちよつと私、素朴な質問なだけども、資料の二の後ろの勧告の前にある催告ってどういう意味なんですかね。僕は知らなくて、こういうの。景観まちづくり審議会等のところに、催告、勧告、変更命令ってあるでしょう。

岩田主査 お答えします。

勧告というのが法律に定められています。景観計画に対する法メニューになります。これとは別に、景観形成ガイドラインというものを今回新宿区は設けさせていただきましたので、これについて要請を行うときの法手続を催告と呼んでおります。

進士会長 催告というのか。

岩田主査 法には基づいておりませんので、罰則等が連動していません。

進士会長 要するに、これは催すって、促すという意味。

岩田主査 促すという意味です。

進士会長 西村さん、知っていた。

西村委員 知らなかったです。

進士会長 昔からある言葉なの、これ。

岩田主査 条例では使わせていただいています。

進士会長 そうですか。

岩田主査 ただ、余り深い意味はなくて、勧告と区別したいという意味で使っています。

進士会長 催促されることは知っているんだけど、催告されると。そう、勉強になりましたね。催告というのね。催告は、勧告よりは軽いということだね。

岩田主査 はい、そういうことになります。

進士会長 さて、一応資料の説明をいただきましたが、前段のところはこれまで委員の皆さんも十分御承知のことですが、特に新しい委員の皆さんはシステムそのものも意外と、そんなには御存じないはずですから、素朴なところからどうぞ御質問があれば。中身以前にこういう仕掛けになっていますよという説明がありました、いかがでしょう。何かおわかりにならないことはないですか。

新宿区は、東京都の景観行政団体で、世田谷に次いで二番目だそうです。まだ二番目のままだね、後はないんだね。

折戸課長 府中市があります。二十三区では世田谷区に次いで新宿区は二番目ですが、東京都全体で考えますと府中市がございまして、三番目ということになります。

進士会長 府中のほうが早かった。

折戸課長 はい。

進士会長 そういうことで。

要するに、二重行政を避けるために東京全体でまず決めて、新宿をこれにすると今度は新宿区が主体的にやることになりました。

よろしいですか。

それでは内容の今の資料一あたりからのことについては、そ

のくらいにさせていただいて、今日の景観まちづくり計画の素案、これは条例については、これはまだ暮れに議会で作るんですね。だけど、条例の審議はここではやらないでしょう。どっちですか。条例についても意見があれば言っていいたいですか。

折戸課長 意見があればお願いいたします。条例自身は、予定ではございますが、十二月の第四回定例会に上程を予定しています。条例でございますので、議会が議決しますが、案の段階で皆様方の御意見をいただきたいと考えております。

進士会長 そうですね。では、いろんな条例づくりにも皆さんも関係しておられるので、条例にこれぐらい入れておいたほうがいいんじゃないのという御意見があるかもしれないから、それもどうぞ御意見があったらいただきたいと思えます。

そうすると、計画の素案ですね。それから、ガイドラインそのものについての説明は、またこれからあるんですか。これでもう終わりですか。

折戸課長 終わります。

進士会長 終わりますね。説明があつさりしておりますが恐縮ですが。

先ほどちょっと言いましたように、この審議会としては随分こういうことをやってきまして、この景観まちづくり計画そのものもほとんど何度も議論して実はこうなっているんですね。ただ、手続上、改めて景観行政団体になったので、もう一回審議会にかけて、そして手続を進めるといって、そういうことになっているものから、大変恐縮です。ですけど、どうぞ気になったところがあれば、どんどんお出しただいたらいと思えます。

西村先生、せっかくだからいきましようか。

西村委員 では、条例のほうからですね、今ある景観まちづくり条例の改正という形になるんですね、これは。同じ名前の条例だけでも。そうですね。

折戸課長 文書法制係と言ったところがありまして、今一緒に検討しているところです。

西村委員 検討中で。要するに、今の段階では景観行政団体って、景観計画の届け出に関する条例というのは別に今あるわけですね。

折戸課長 はい。

西村委員 それはどういうことを定めているのですか。中身は、どこかにありますか。

折戸課長 一つは、これまで平成三年からやってきましたもので、用途地域別に規模に応じて届出が必要なものを定めました。大規模なもの、あるいは高いもの、そして中高層建築物に関するものがございます。

それから、もう一つは、東京都から引き継いだ大規模建築物などに関するものがあります。今は、区がこれまでやってきたものと、それから東京都から引き継いだもの、両方やっているということがございます。

西村委員 具体的にこの新しい条例案の中でいうとどこなんですか、これにまた合併するわけですね、それは。

折戸課長 そうです。

西村委員 どの部分。

折戸課長 それは今回の資料ではないんですけども、六月に第二回定例会の議会の中で、新宿区景観法に基づき景観計画

の策定及び届出行為等に関する条例ということで、東京都から景観行政団体の事務を引き継ぐための手続条例というのを定めて、施行しております。これまで東京都にいつていたものが、新宿区の窓口に来ていたということでございます。

西村委員 だから、つまりそれはここでいう別表第一とかそのあたりのこと。でも、この条例案に合体するわけですよ。

折戸課長 そうです。

西村委員 ここに書かれているわけですよ。それは別表第一に当たると。この内容のものを届けなさいというようなことが書かれているから。

岩田主査 今のお話ですけども、改正か廃止かというのは、まだ決まっていないのは純粹に法制上の話だけです。基本的には景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例はなくなりまして、今御提案している条例案に吸収されるということになります。また、現在動いています新宿区景観まちづくり条例も吸収されて、今お示ししている景観まちづくり条例一本になるということです。

西村委員 だから、その吸収される部分が届け出のどこなのかと言うのが分かりませんが。

岩田主査 廃止決定になるイメージでいただければと思います。二つの条例が廃止になって、一本の条例ができるというイメージでいただければよろしいかと思えます。

西村委員 どこがだから現行条例の部分で、どこが届け出行為等の条例か、どうやって合体しているの分かりませんが。

進士会長 別表第一で、第十条関係つてあるでしょう。その中に入っているんですかという今確認です。

岩田主査 一言では言えないのですが、基本的には現行の新宿区の条例と、この間、策定しました景観法に基づく景観計画の策定及び届出行為等に関する条例があれば説明できるのですが。

西村委員 今でなくてもいいですけども、別表一の条例が横になればわかることだけでも、これだけ見せられてもやっぱりその関係が分かりませんか。まあ条文だけ確認できるようにしてください。

進士会長 要するに、東京都がやっていた分で今度景観行政団体になったのでこっちに移ると、今やっているのが全部とにかく入っていると、抜くのはないと。

岩田主査 そういうことでございます。

進士会長 そういうことね。

進士会長 この計画のほうに入っているんじゃない、後ろのほうに。

志原主査 今の御説明なんですけれども、基本的に景観法に基づくつくりとしましては、基本的な行為の制限ですとか中身については、計画のほうに記載することになっておりまして、条例のほうは枠組み、フレームだけを書くような中身になっていきます。条例につきましては、現行、平成三年からやっております景観まちづくり条例プラス今年六月につくりました法委任条例を枠組みとしてあわせたもので、両方で今までやってきたこと、新しい景観法に基づくものを組み合わせた中身になっております。計画につきましては東京都がやっていた東京都景観計画をそのまま現行は引き継ぐということに今の条例ではなっているんですが、それに今度新しく、今御審議いただい

ている景観まちづくり計画の素案の中に、東京都のやってきたことを含めまして、さらに東京都のやってきたものより規模や対象を広げ、強化するような形の計画の素案になっております。東京都のやってきたことはすべて内包し、そこに新宿区のやってきたことを付加するというようなことを計画の中に書いておりまして、それで両方を合わせた形のものを来年度の四月から施行するという事になっています。

西村委員 では、もうちょっと中身の話を聞いていいですか。例えば、景観まちづくり計画素案、資料二ですけれども、景観重要公共施設として、ここに今、右下のほうに、表のページに八つありますよね。こういうのは、まだ具体的にこれを八つでいこうという議論はやっていましたっけ。そこまではしていないのではないのでしょうか。

進士会長 それこそ、今言っているんでしょう。

西村委員 だから、その辺、どこまでがかつて議論していて、どこからが提案なのかかわからないと。

進士会長 私は大体想像しているんだけども、つまり東京都との協議の中でやってきているから、事務局はね。そうでしょう。だから、都でこれは入れるとか、入れたらいいんじゃないんですかとか、言われたかどうか知らないけれども、見ているわけじゃないからね。それで軸にして、多分これできているんだと思うんですね。

ただ、ここではずっと従来からやってきましたので、それで正しいのか、足りないのか、もっとあれを入れなきゃいけないのかというのは、ここでやっぱり意見を言わなきゃいけないですね。ですから、確かにこの景観まちづくり計画素案は、この

組み立ても中の議論も大分やってきましたけれども、今日はまさにそれを確認していただくという審議ですよ。

西村委員 特に公募委員の方が出ているわけだから、こんな簡単な説明だど何を言っているかわからないんじゃないかと思っつね。

進士会長 そうだな。

西村委員 だから、その意味ではある程度きちんと説明していただかないと、どういう構造になっていて、どういうねらいがあるのか。特に非常に小さなエリアを分けて、それぞれに景観形成ガイドラインを持っているというのは非常にユニークなわけだから、その辺のことはきちんとある程度説明しておかれたほうがいいんじゃないかと思うんですけども。

進士会長 そうですね。その前段の当たり前のことはしつこくやられてもしょうがないが、具体的な地区指定のイメージとか、具体的に後ろのほうに、この計画の中にあるでしょう。だから、資料四を一応ざっと、ページめくって、ここにはこういうことが書いてあってこうですというのを、ちょっと十分以内ぐらいでやっていただいたらどうでしょうね。今、西村委員の御発言のように新委員もおられるし、特にね。できれば旧委員に対しては、ここここは既に議論になっていて前から重要だと言っていたんだが、甘泉園なら甘泉園は後、むしろ区としてはこれを積極的に入れましたとか、そういうことも含めてちょっとざっとやっていただいたらどうですか。

資料四ですね。

折戸課長 それでは資料四の新宿区景観まちづくり計画の素案で、概略を説明させていただきます。

最初の目次をご覧ください。一章では新宿区における景観まちづくり、第二章としては景観法を活用したまちづくりということで、七つの事項からなっています。第三章は景観まちづくり推進施策についてでございます。

第一章につきましては、新宿区の景観まちづくりということで、新宿がどうやって景観行政に取り組んできたかということを書いていきます。

二ページと三ページに、目標として「まちの記憶をいかした『美しい新宿』をつくる」を掲げました。経済効率の向上を優先させたまちづくりというのは、私たちの生活を非常に便利にしてきたのですが、その反面、地域の個性や文化や歴史の記憶が失われつつあるということがございます。こうした危機感を持って、今まで育まれてきた新宿区の持つまちの記憶をいかし、美しい新宿をつくっていかうということでございます。

理念といたしましては、これまでいろいろ議論してきましたが、一つ目として景観は区民共有の財産だということ。二つ目は、今ある良好な景観を保全していかなければいけないということ。中には変化していく景観もありますので、創出していく景観も大切です。三つ目は区民との協働による景観形成が大事だということです。そして最後に、東京都や隣接区と連携した、良好な景観も創出していかなばならないということ、以上四点を理念として掲げています。

三ページですが、これまでの景観まちづくりの歩みということで先ほど申しましたが、平成三年、新宿区は二十三区で最も早く「歩く人にやわらかな都心景観をつくる」ということで条例を定めました。この条例に基づき、景観形成を進め、事業者

などに対しても指導してきました。

これまでの景観行政の特徴といたしましては、景観まちづくり相談員という専門家を置きまして、専門家と一緒に事業者を誘導してきたということがございます。

平成三年に策定されました新宿区の景観基本計画は、当時規制という手法は理解されにくいということもあり、また、景観というものが、なかなか市民権を得ていないという中で、景観誘導を主とした自主条例に基づくものでした。今回の計画は、景観法に基づくものであり、また、景観に関する世論の高まりの中、積極的な施策を打ち出したものとなっております。

それから、景観まちづくり計画の策定の経過については、区では今、新宿区の基本構想の見直しに合わせまして、基本計画と都市マスタープランを総合化した、総合計画を策定しました。この総合計画を上位計画としながら、景観まちづくり計画を策定していくことになっております。

四ページでございますが、景観まちづくり計画の策定プロセスとなっておりまして、基本構想や基本計画、都市マスタープラン策定に当たりまして、新宿区は区民会議を立ち上げました。また、地区協議会も各特別出張所ごとにできました。それぞれから頂いた提言書、意見書をもとに、また、独自にまちづくりアンケートなどを行なう中で、区民要望を把握しました。また、作業過程でも景観まちづくり審議会で景観まちづくり計画について審議していただきまして、この素案ができていますということでございます。

今後の予定であります。パブリック・コメントなど法律の定める手続を経まして決定していきたいということでございます。

す。

五ページでございますが、今御説明いたしました新宿区景観まちづくり計画の位置づけということで、新宿区の総合計画や基本構想、それから都市計画法、それから景観法というものの中で、整合のとれたものとして定めていきます。

六ページでございますが、新宿区の景観まちづくり計画は、景観法を活用したまちづくりだけではなく、その他にも自主条例に基づいて、事前協議でありますとか、相談員の活用、先ほど議論になりましたガイドラインの策定でありますとか、景観まちづくり審議会の活用でございますとか、都市計画との連携を図りながら総合的にやっていきたいということでございます。

七ページでございますが、景観まちづくりの推進ということで、一つは区民との連携ということで、地区計画でありますとか、そのほかの景観地区、景観協定など、区民と一緒に合意形成を図りながら様々な手法を用いて景観まちづくりを進めていきたいということでございます。

それから、八ページ、九ページでございますが、これは町会や商店街、事業者、大学、隣接区、それから東京都の景観施策との連携なども図りながら景観まちづくりを進めていきたいということでございます。

十ページでございますが、景観法を活用した景観まちづくりということ、先ほど申し上げたとおり、景観計画の区域については新宿区全域とした上で、この地図のとおり、落合の森、水とみどりの神田川、それからエンターテイメントランド歌舞伎町、それから新宿御苑の眺望景観、それから粋なまち神楽坂などを区分地区といたしまして、より地域の景観特性を踏まえ

た形で推進していきたいということでございます。

それから、十二ページでございますが、良好な景観の形成に関する方針といたしましては視点が三つございます。まず一つ目は、地形をいかすということです。新宿区は変化に富んだ地形となつていまして、坂も多いですし、そうした意味では変化に富んだ地形をいかすということが重要となってきます。それから、まちの記憶、歴史ですね、まちが歩んできた歴史をいかに。それから、都市の中で貴重な水と緑をいかにという視点がございます。

それから、十三ページでございますが、広域的な景観の形成ということでは、区の外周を取り巻き区の景観を特徴づけている、神田川や外濠、新宿御苑、明治神宮外苑を重視する。また、絵画館や迎賓館などの眺望景観を保全していく。例えば絵画館の後ろに高いビルが建たないようにとか、迎賓館を中心とした眺望景観の保全にも取り組んでいきたいということです。

それから、あと良好な駅前景観や車窓景観を形成していくということがあります。日本有数のターミナル駅の新宿駅などで、良好な駅前景観や車窓景観を形成していきたいということ。また、どうしても車窓景観、今電車の線路沿いはまちの裏側になつてしまいますので、そうではなくて車窓から見る景観の形成も大事だということでございます。

それから、四番目といたしましては幹線道路沿道における景観の形成、それから水辺、神田川や妙正寺川などの水辺の景観の形成というものも大事だということです。

それから、そうしたことを景観形成の推進ということで、十五ページでございますが、水とみどりの神田川地区であります

とか、新宿御苑の眺望景観地区、これは東京都で行ったものを今引き継いでございますが、こうしたものに景観形成の方針に掲げています。

それから、十六ページでございますが、先ほどもお話ございましたが、神楽坂界隈いかなり良好な景観でございますので、粋なまちの神楽坂の景観形成、それから歌舞伎町、それから落合の緑の保全というようなことも大事だと考えてございます。

十八ページ以降は、具体的に、例えば水とみどりの神田川地区では、どのようなものを対象にしてやるのかということで、届け出対象の行為、それから規模、意匠、基準とか、そうしたものについて数字を上げまして、高さはどのくらい、延べ面積だったらどのくらいから対象となり、基準はどういったものかというようなことを書いてございます。それから、工作物などについても、同様に書いています。それから、開発行為などの届け出に対する基準についても書いてあるということでございます。

あと、以下、二十ページ、二十一ページは、それぞれの地区ごとの建築物の届け出の対象行為でありますとか、対象規模でありますとか、景観形成の基準ということを記載してあるということでございます。

あとは具体的には、東京都から引き継ぎました、色彩の基準でマンセル値といまして、彩度や明度、色相を数値化したものです。この値を用いて、指揮層ごとの彩度や明度の基準を示してございます。

それから、屋外広告物の表示及び屋外広告物に掲出の物件に関する行為の制限ということで、これは屋外広告物法と景観法

は法律が違いますが、連携してできるところをやっていくということでございます。屋外広告物が景観に与える影響は大きいので、そうしたものについての行為の制限でございます。

三十一ページでございますが、先ほどもお話ありました景観重要建造物の指定の方針などが書いてあるということでございます。

三十二ページでございますが、景観重要樹木の指定ということで、樹木を指定していくということでございますが、これは指定の方針だけでして、具体的にどのようなものを指定していくかについては、今後議論していきたいと思えます。

三十三ページでございますが、景観重要公共施設の整備に関する方針ということで、新宿御苑、それから神田川、それから新宿通り、神楽坂通り、早大通り、新宿中央公園、おとめ山公園、甘泉園公園について、整備に関する事項を定めまして、その周辺の土地利用と調和した整備や管理を行うこととしております。整備に関する事項については、この表の右側のほうに、例えば新宿御苑でありますと、管理者は環境省で、フランス式整形庭園といった特徴でありますとか、そういうような都市住民の散策や鑑賞、レクリエーションの場として安らぎと癒しの都市緑地としての機能維持、保全を図るというような事項が書いてございます。

三十四ページでございますが、推進施策といたしまして一般的なものの、それから都市計画的な手法を用いるかなり大規模なものでございますが、こうしたものについてはこのような手続で指導、誘導していくというようなことでございます。

三十五ページにつきましては、景観まちづくり相談員制度が

今もございまして、景観まちづくりについて専門的な識見を有している方が、事業者の設計案に対して、より良い景観となるよう誘導しています。今後も引き続きやっていきたいと考えております。さらに相談員制度と合わせて、三番目に書いている景観ガイドラインを今回策定いたしますので、事前協議の際こちらに沿った事業計画となるよう指導していきたいと考えております。

あとは審議会の活用でありますとか、都市計画諸制度の連携などがございまして。

具体的には、最後になりますが一、三、三十六ページですが、景観形成のガイドラインというのを先ほどA三判で、かなり分厚いものでございまして、全域にわたって設けておりましたので、こうしたものをエリアベースの景観のガイドラインとしていきたいと考えております。

それから、広域的な景観形成のガイドラインは、超高層の景観形成、それから幹線道路、それから駅前・車窓の景観形成、それから水辺の景観形成というようなことでございます。

以上のような内容で、景観形成を推進してきたいというのが計画の素案でございます。

時間もございませんで、雑駁で申しわけございませんが、素案の説明は以上といたします。

進士会長 ありがとうございます。

どうぞ、西村先生、何かあつたら。

西村委員 いえ。

進士会長 私、ちょっと聞きたいのは、例えばマンセル値のこれは、オール東京での基準なんでしょう。新宿のことを考え

てやっているんですか。

志原主査 マンセル値につきましては、オール東京でやっておりましてところの基準をそっくり受け継いでおります。対象となるものも、オール東京で統一なものになっております。

進士会長 つまり大規模なものとか。

志原主査 大規模なものです。東京都でやっていました、例えば神田川ですとか御苑の周辺、あるいは六十メートルを超えるような規模のもの、そういったものについて色彩の基準を適用しております。新宿につきましても、都と同じ対象に同じ基準を適用しております。

進士会長 例えばコマ劇場なんか、今やっているんでしょう。ああいうのはどうなるの、入らない。

志原主査 そちらのほうは一定の規模、例えば歌舞伎町では色彩の表が適用となるのは六十メートルを超えるか、あるいは三万平米を超えるもの、これは東京都の基準と同じでございます、新宿区が東京都の基準よりも強化した部分につきましては、色のマンセル値による数値的な規制は設けないということでございます。東京都の規制はそのまま引き継ぐが、それよりも、それを超える色彩の表による数値的な規制はしていかないということでございます。

その色彩については、非常に考え方が難しい面もございまして、新宿区の今回の計画では、景観形成ガイドラインや、通常の規制にあります言葉による周辺との調和ですとか、その中で色については、ケース・バイ・ケースで対応していきたいと考えております。

進士会長 私が心配しているのは逆なんだよ。歌舞伎町とか

コマ劇場なんかをやるのに、あまり都みたいに地味に地味にと
言っても現実的じゃないだろうと。景観は何も都市を活性
化させないというための法律じゃないんだから、場所によって
違うわけだね。だから、そのときに都の景観条例の考え方は、
基本的になるだけ抑えるという思想なんだよ。

だから、私は別に全部を緩めると言っているんじゃないよ、
歌舞伎町あたりまで全部色を抑えてしまつて、地味に地味にし
てしまつて大丈夫かねつて。きょう和田さんがいないから全然
商店街の意見が出ないが、ちよつとそれでこんな軽く出してい
て、我々、気楽にオーケー、オーケーとやつて、いざやり出し
たら、これまじいよということにならないかと心配をした。

どうぞ。

折戸課長 普通は色を抑えるということですが、歌
舞伎町につきましては、区といたしまして歌舞伎町の誘導方針
も策定していますし、歌舞伎町に対する取り組みというのはか
なりやつております。別に歌舞伎町を地味にするということでは
ございませんで、歌舞伎町にふさわしい景観を作っていくこと
だと考えております。

進士会長 いや、だからこれがあると、これがかかるとす
かと心配しているのよ。規模の問題はあるでしょう。だから、
新宿の今の小さなお店は規模の対象外だろうと思うんだけど
も、コマぐらいになると大きくなると思うものだから、今ちよ
つと確認しているわけ。大丈夫。

岩田主査 かからないという御理解でよろしいんですけれど
も、大体六十メートル以上になると思います。

進士会長 それ高さが。

岩田主査 高さです。

進士会長 それから、あともう一つぐらいあったのは、さつ
き甘泉園の話が出たけれども、西村さん、この甘泉園とか入っ
てたつね、以前の議論に。

西村委員 これ恐らく今見ると、三十三ページですよ、資
料四の。これは多分、新宿御苑と神田川は都が決めているから
それを引き継いでいるわけですね。あとは全部区の区道とか区
の公園だから、管理者というか、区の中でオーケーしたとい
うことですよ。

進士会長 だけど、これは区から主体的にこうしたいと言っ
たのか、都でこれもやつたらどうと言われたのか、どつちな。

折戸課長 どちらということでもございません。

進士会長 それはちよつと聞き方が悪かったね。

折戸課長 新宿区と東京都の協議の中では、東京都が管理す
るもの、あるいは新宿区が管理するものもいろいろあるだろ
うという中で、新宿区としてこういうものも挙げていくとい
うことで、協議してきたものでございます。

進士会長 ただ、これまでの議論でどうでしたつね、これ。
重要景観公共施設にしようというような議論は余りなかったん
じゃない。

西村委員 余りなかった。

進士会長 なかったね。だから、そこを確認しないといかん、
ここでね。これは別に私それ反対じゃないんだよ、賛成なんだ
けれども、本当にこれで足りるかとか、これが適切かという話
は、実は余りしていないんだよ、審議会として。

西村委員 逆にいうともっと大きな都道とか国道は全然入っ

ていなくて、小さい道路だけやって意味があるのかという話になるわけですよ。ですから、まずはやれるところからやって、後でやるんだったらやるということで、そういうスタンスで区で議論しないと、これで終わりというのは何か変な感じがしますよね。

進士会長 都のほうの考え方は、東京都としてオール東京で見たときに、大事なことはぜひやっておいてほしいということでしょうね、多分スタンスとしてはね。それで、新宿区が独自に、ここもぜひやりたいというのは大いに結構という話なんですよ。

折戸課長 はい。

進士会長 ですから、これこそ新委員は新鮮な感覚で、これは公共施設ですから、国とか都とか区とかが持っているような場所、管理している場所ですね、道路とかですからね、河川とかね。そういうところで大事なところは配慮しようというので、これ拳がっているんですね。それ以外、緑でも重要な樹木とか、これからやるわけですね。

今回は、都の協議では、その建造物とか樹木の指定は候補に拳がっていないと、たまたま拳がっていないと。これは多分、新宿独自に、事務局では多分これから必要だと思っただら考えて提案してくるでしょうけれども、きょうのところは重要公共施設はやっておきたいというので案が出ているわけですね。ちょっとこういうのをごらんになって、あそこそここうだと思つとか何か御意見があつたらどうぞ。おっしゃったとおりになるわけじゃないかもしれませんから、気楽に言ってください。何かありますか。

阿部さん。

阿部委員 今、進士先生がおっしゃいましたので、今私も疑問に思ったのは、東京都の景観、色彩ガイドラインがありまして、あれで明確にうたわれてました。六十メートル以上とか三万平米を超えるものですが、例えばここでいうと神楽坂地区であると、形態意匠ということで外壁の色彩、素材に関しては調和して落ちついたものであると、非常に抽象的な言葉ですね。これに対してあえてマンセル値で、色相、明度とか、そういう指定はしないことになるかと、これを施行した段階で、当然よくないものがあるんですけども、協議、どれが、どういう客観的なものでできるのかという、逆にいうとそれが一番、基本的には地区のあり方であり、もめる話だと思つんですね。

大規模な建築物であれば東京都が診断しますので、面積に対する彩度面も指定していますので。ただ、実際は、例えばこのまちづくりというところの神楽坂とかを見ますと、これは非常に抽象的に、何も書いていないので、それは定量的といえますようか、数字で表示していませんから、その判断をだれができますかと。非常にこれ、この審議会に持ち込まれて、そこで本当に協議するんですか。

今、例えばエグザンプルで、たまたま神楽坂でいうんですけども、とんでもない色彩を使ったのが出たりしたとき、ではそれはここで挙げてきて、そこで判断する形になりますから、非常にその辺が、この間、杉並の住宅に建った漫画家の家とか、例えば例の、あそこのちょうどイタリアの文化会館でもさんざん東京都さんがもめたと思うんですけども、そういうことに對して基準が、これでいうと非常にフアジーといいましょうか、

それはここでやるんだという、これが前提であって、新宿の独自の例えばマンセル値はどうかとか、例えば六十メートル以下に関してこうしますという一つの考え方というものが無いのかなど。

あとは先ほど言いました、例えば歌舞伎町はそんなものじゃなくて、もっとやったほうがいいでしょうというときに、ここにはどこにもないんですね。そうすると、そのレベルがわからないといましようか、それはではだれがどう審議するかというところが、単純にいえないのかなど。では、それはどこでどう判断するかと。

山本委員 今お話になりましたと記憶しておりますが、神楽坂も歌舞伎町も、形態意匠のところでは色彩は別表三というふうに書いてあります。

阿部委員 失礼しました。では、神楽坂もなんですね。

山本委員 ただ、そうすると進士先生の先ほどのお話とどうなってくるのかなというのがちょっとあります。

進士会長 ちょっとと言っておきますけれども、私、歌舞伎町通いをしてるわけじゃありませんので、誤解しないでいただけますといいんですけれども。ただ、景観というのは全部一律じゃなくて地域性というのが大事で、多様性も大事なんですね。だから、ハレとケもありますし、だからそういうところのメリハリができないと、単純に何か絞っていいばいいというのではないということをおし上げていくわけです。

阿部委員 その幅がうまくつくれていけば、私も歌舞伎町、そんなに抑えなさいということをおっしゃっているんじゃないか、当然あっていいと思っ

う。例えば、歌舞伎町は別表三でいくと、多分、別表三は非常に穏やかな色彩でやっていただんだと思うんですけども、それはいいのかなど。ただ、歌舞伎町は別にあえて載っていないんですか、ここに載っていないと思いますけれども。

進士会長 別表三にもマンセル値で整理はしてあるんですね。阿部委員 そうですね。これが唯一、東京都の内容だけがかかるんですね。

進士会長 これはマンセル値を見てもびんとこないんだね、このくらいの色だというのはね、色見本がこないかね。

何かお答えありますか、今のような山本委員の補足がありましたか。

志原主査 別表三ですけれども、こちらについては歌舞伎町につきましても、神楽坂につきましても、六十メートルを超えるもの、または三万平米を超えるもののみが適用されるものがございます、御指摘のとおりそれを下回るものにつきましては、そういった数値的な基準というのは現在ないということになります。

ただ、色彩については難しい問題がございます、なかなか景観上色彩について数値化することが大変難しいと。ですからこちらこのように書いてございますが、やはり今までやっておりました景観協議における指導、誘導といった手法でいかにやっていくかということが今後重要でございます。

そういった意味では、こういった景観法に基づきます規制というものが、今ごろになつていきますこの行為の規制ということに、これは法に基づくもの、最終的には簡単にいいますと、変更命令等ができるというような罰則の対象になるものとして

書いているのがこちらでございまして、ただこれだけではやはり不十分であり、つくっていく景観ですとか、いろんなケース・バイ・ケースのものに対応できない部分がございます。そういったものについてはもうちょっと緩やかな誘導方針である景観法の外におきます景観形成ガイドラインというもので、事前協議の中で活用しながら、緩やかに事業者の方と相談しながらつくり上げていくというような構造になっております。

最終的にこの基準が適用されるというのは、やはりだれが見ても明らかにおかしいですとか、そういったものにつきましては、審議会等にまたお諮りして基準を作り、実際の変更命令や勧告等やっていくというのが、今後の景観法の運用になるのではないかと事務局のほうでは考えております。

進士会長 何か御意見。どうぞ。
山本委員 要は高さ、規模によって、二階建てになっているというお話ですよ。

続けてよろしいですよ。
今御説明のお話と関連するかと思うんですけども、景観法には景観法に基づく景観地区の指定ということがうたわれていますよね。そこで法律でうたわれている景観地区というのは、例えばここにあります区分地区というのと、実質的にはイコールだっただけであればいいのか、あるいは景観行政団体として今後景観地区にしていく、移行するんだというふうに考えればいいのか、あるいはその景観地区の法律に基づく指定なんかは新宿区の場合には不要で、独自の区の今持っている基準でいけばいいというふうに考えればいいのかというあたりは、位置づけ的にはどう考えればいいですか。

進士会長 はい、どうぞ。

折戸課長 景観地区というのは、委員も御存じだと思います。都市計画法の中で、地区計画と同様の手法でかなり厳しい規制となります。

山本委員 凍結しなきゃいけないですよのね。

折戸課長 規制ができるということです。これは、この特別地区については、この景観法の中でやりますので、それ以前にもう少し緩い形で規制ができると思うんですね。きつとどうするかについては、行政側というよりは、まちがそういうことをやっていく中で、どういうふうにかだと思っておりますよ。

例えば、規制誘導をしていくときに、いやもつと厳しくしたほうがいいんだということになれば、都市計画として、景観地区として、例えば形態とか意匠みたいなものを明確に、そういうファジーなところは抜きにしてもう少ししっかりした基準を決めようということになれば、それは景観地区というような形になっていくんでしょうし、そこまでいかなければ、今景観特性に基づく区分地区の中で指導、誘導していく。その中でできれば、さっき言ったように指導、勧告をしていく、あるいは皆さんにお諮りして対処していくというようなことになっているのかなと思います。まず私も事務局で考えているのは、これまでもずっと積み上げてきたものがございまして、地域の理解も得ながら、規制、誘導を行っていききたいというふうに考えております。

進士会長 福井さんなんか、この粋なまち神楽坂地区のこういう景観形成基準あたりで、大体頑張りそうですか。

福井委員 先ほど山本委員と阿部委員のお話の中で、やっぱり神楽坂に真つ赤な看板がついてもめしました。他にも、神楽坂の坂下に出店するというので、赤いのはだめだよと言ったら、何か高級な店なので大丈夫だって。黒になったので、それは了解しました。そんな経緯があります。

発言したついでですけど、景観重要公共施設ということで神楽坂通りが指定されているんですけれども、神楽坂の真ん中から始まって、ずっと早稲田通りというのは、千代田区の武道館のところから区道なんです。新宿区も神楽坂の一丁目、坂下の一丁目から五丁目までは区道で、六丁目から都道になるんです。そうすると道路の管理が全然違うわけですよ、区道と都道になるということ。それで、あそこは六丁目に関しては拡幅の計画があるんですね。それって、やっぱりちよつとまちづくりの中では少しおかしいんじゃないかなというところで、ぜひまちづくりの策定区域にも六丁目は入っているんですから、一緒にまちづくりをやつていこうとする中では、ちよつと違うんじゃないかな。ぜひ、都道を区道に変えてほしいというふうに思っています。

進士会長 都道を区道にする。

福井委員 はい。そうすると、東京都の道路計画も変わってくるんじゃないかな。僕は地元としては区道にしてもらいたいです。

進士会長 つまり拡幅しないと。

福井委員 拡幅したくないと。

進士会長 都市計画でやってあるんでしよう。

折戸課長 東京都市計画で既に決定してございますので、ちよつとかなかな。御趣旨はわかるんですが、現実にはなかなか難しいかなと思うんですけれども。

進士会長 逆にするというのは、法律的にはできなないけれども、犬山市みたいに都市計画道路を廃止しているからね、昔のまち並みを残すためにね。

福井委員 ぜひやってみたいなと。

進士会長 神楽坂としては、それはポイントになるね。

福井委員 そうですね。

阿部委員 今のお話の関連なんですけれども、私もあそこをよく歩くんですけれども、神楽坂の坂道のところが区道で接近しているんですね。間口が二、三軒で非常にあの空間の店は。

坂上を行った先は今おっしゃったように都道で、二階建てはセットバックしているんですね。逆にあれが坂下のほうと坂上の空気を変えているんですね。本当は今の都道のままで、セットバックしたところまで高層はだめだという形にすると空気が抜けていくんですね。今そういう状況なんです。ですから、逆にいうと都市計画道路に指定がされたための空間のよさが実際にあるというふうには実は思っています、あの形で区道に引き継げばというふうな気も私もいたします。

進士会長 そういう議論があっただけを、これは部長にお伝えしておきます。

はい、どうぞ。

大野委員 きょう発言するにはちよつとまだ早いかもしれませんが、少し今の話だけのところ、わかったところだけちよつと。

私の住んでいるところは、まちづくりの地区計画を持っていて、ところなんです。私、二十年前ぐらいに内藤町に住みまして、地区計画を提案してつくりました。今は看板と色の話でしたが、地区計画をつくる際にも、やはり同じように規制の問題は、十分建築屋なんかという話し合って、区と話し合って進めてきたんですけれども、現実にやりますとやっぱり一人の財産というものがあるわけで、個人個人の主張というものを規制するところまでは、細かくはできないというような現実で、九〇%以上の住民の賛成を得るような形で地区計画をつくる場合には、多少のところは妥協せざるを得なく、ファジーなところが出てきてしまうのと、素人がつくっていくことですから、幾ら行政が入りましても基本的にはまちがつくるもので、それができ上がってみて、やっと都市計画審議会に通って、現実のものになつてくると、業者はなかなかやっぱり頭がよくて、さらなる勉強をして抜け道を考えてくるんですね、きちつとね。行政側も、そのところをついてこられますとどうしようもない。今現実には、やはり相続が起こって、我々が一つ抜け出たところは細分化、分割なんですが、これは考えてはいたんですけれども、細かく人のうちの土地を分けるところまで書き込めなかったというのが現実ですけれども、ただ現実になりますと、業者が土地を買いますと、それを細分化して売りに出すわけですね。そうして今、裁判になつているところがあります。

ですから、色の問題であれ何であれ、事前協議というのを我々、重要視してやっておりますけれども、地元がオーケーしなければできないという前提にはなつていますけれども、地区計画の盲点をついてこられますと、あるいは細かいところをつ

いてこられますと、現実にはでき上がってしまうというのが現実ですね。

私は、内藤町へ来る前は、開発地域の商店街にありましたけれども、やはりそういうところにおりますと今度は規制が邪魔でして、やはり自由にしたいというのが現実ですね、色の問題でも高さの問題でも。ですから、住民、住んでいる人と商店街のような開発をしたいところとの意見の違いとかいろいろを考えますと、どうしてもこういう問題はきちつとした物差しではかるような形というものは、なかなかできにくいんだらうと私は思うんです。

ですから、この景観条例も、いろんな方たちが進めていく場合で、大きなポイントになるところは事前協議のところだろうと。実態として見た場合には、法にのっとつてといつて進めることはなかなか難しいことであつて、恐らく神楽坂もそうだろうと思うんですけれども、今お話を伺つていても、やはり事前協議をやつても抜け道でもつてできてしまつとおっしゃつていましたけれども、若干仕方がないというのは、大変申しわけない言葉かもしれませんが、現実の世の中を生きていく上では、そのところは仕方がないといつところが生まれてこざるを得ない。

今の問題だけで申し上げれば、ちよつと言い過ぎかもしれませんが、ただ希望として事前協議といつところが、地元がどのぐらいのノウハウをもって対応できるかといつところが、ポイントだろうといふふうになると思います。

進士会長 事前協議とか相談、アドバイス、いろいろ新宿は繰り返してきているんですけれども、絶対言うことを聞きたく

ないという人もやっぱりおられてなかなか難しい。大きく見ると、本当は地域ごとに特性化して、そういうところに住みたい人が、それぞれうまく分かれてくれると一番いいんですけれども。

大野委員 そのとおりでありまして、やはり住みたい、あるいはそこにお店を開きたいというまちをつくるのがまちづくりだと、こう思いますね。

進士会長 そうですね。
どうぞ。

窪田委員 事前協議が非常に重要だと、私も同感なんですけれども、この三十四ページにあります事前協議の大きな流れが書いてあるかと思うんですけれども、新宿区、特にこの計画の流れ、一般的なもののほうで、事前協議にはまちづくり相談員の活用と景観形成ガイドラインの活用というのは書いてあるんですけれども、ここに地域住民の方々がどういう関与ができるのかというあたりがちよっと見えませんね。

この三十四、三十五というのは、これからの推進施策というふうに書いてあるんですね。一番最初のほうには、地域住民との連携が重要だとかいろいろ書いてあるんですけれども、それが結局具体的な推進の場面でどういうふうに役割を果たせるのかというあたりは、この中に書き込んでいただいたほうがいいかなと思います。

やっぱり新宿区の景観の場合は、多様性というのが非常にキーワードだというのは先ほどもお話ありましたけれども、例えば神楽坂のように、かなり地元の組織が確固としてあって、ちやんとできそうなところには、非常にそちらの意見を重視する

ような枠組みをつくってよろしいのではないかと思えますし、そうでもないところは区のほうでうまく指導していただくというような枠組みで、そこら辺は少し差があってもいいような書きっぷりで、地域住民の意見がこの事前協議にはこう反映されるといったあたりを書いていただきたいというのが意見です。

大野委員 私も関連で、窪田先生のおっしゃるとおりでして、私もこの資料をいただいて読ませていただいた中で、相談員というところがありました。ここは地域住民がどういうポジションで、相談員とのかかわりの中で、ある程度の発言権を得られるのかなというふうな感じで読ませていただきました。大変大事なところだと。

後藤委員 最初の資料二の裏のこの絵の左側が、今の事前協議のところ書かれている絵で、これはどちらかというと、従来これまで新宿区が対応してきたやり方を踏襲するようなタイプの絵がかかれていますね。もう一つ、右上に地区計画等のまちづくり制度と連携した景観形成と、もうちよっと上位の話として地域住民の合意形成というのが真ん中であって、そこに向かってエリア別景観形成ガイドラインと区の支援というのが矢印で上っていて、そこから地区計画、景観地区、景観協定、地域の景観特性に基づく区分地区というのがありますが、この図と、その左の図の関係がわからないんですよ。

この景観計画を見ても、実はその図が最初の七ページに景観まちづくりの推進ということで、この右上の図が書かれているんです。ずっとめくっていったら、実際の景観まちづくりの推進策ということで、先ほど窪田先生が御指摘された三十四ページに事前協議の図が出てくるんですよ。やっぱりここをつ

なくことが記されていないから、ずっと皆さんおっしゃるよう
に、その地域の住民の声が事前協議にどう届いていくのかとい
うのがわからないという御指摘はそのとおりで、私も最初から
ちよつとこの右上の図と具体の進め方の事前協議の間に、ちよ
つとはしごをかけないといけないという感じがしていたんで
すね。

これが、このまちづくり計画の三章の新宿区が独自に景観ま
ちづくりという、本当に新宿区の特徴あるやり方を進めていく
ところが記される三章の前提の図と具体に行っていく図の間に、
まだちよつと乖離があるのかなという気がしました。

それとも一つ、先ほどの景観重要公共施設ですが、やはり
今回どこまで決めるのかわかりませんが、リスティング
はやはりちゃんとして、その中の戦略的にこれからいく、ま
ず攻めていくんだというような出し方じゃないと、ただこの八
個だけじゃないと思うんですね。それはやはり新宿区の地域的
なところから同意をねらっていくのか、あるいは道路からだっ
たらどういう構造的な位置づけにするのか、いろいろ戦略的に
指定していく順番があるんだろうと思いますけれども、やはり
ひとまずはリスティングをしておく必要があると、そのように
感じました。

進士会長 一つ大きいのは、住民の参加の仕方というところ
ですね。協定さえ結ばれていれば、相隣関係の問題もあるので、
同意、合意形成を少し強く、例えば神楽坂だったら協議会の了
承をとらないとオーケーを出さないとか、そういう一種の景観
協定みたいなものを、地域住民が協定にサインしてくれば、
さっきの地区計画なんかもうまくいくんじゃないか。

折戸課長 今、進士会長がおっしゃったとおりでございまし
て、事前協議が大事なのです。なぜ大事かというと、計画が固
まってから届出が出されても、それはもう変えられないわけ
ですよ。そうすると、計画が計画される、なるべくやわらかい
うちに相談に来てほしいというのがございます。

そうすると、それは事業者が行政をある程度信頼して来ます
ので、それが一遍外へ出てオープンになってしまいますと、地
域住民から、その事業者、何ですかという話になってしまいま
すと、事業者もおそろしいので、区に相談に行く地域に言っ
たのと同じになってしまいますよという話になってしまふので、
なかなか難しいんですね。そうすると、では区民と一緒にやる
というのは建前だけになってしまふじゃないかというのはあり
ます。今、例えば受け皿があれば、かなり何とかなっているん
です。

例えば、今神楽坂で建て替えの計画が出てきますと、神楽坂
のときにはまちづくり協定があるんだよ。だから、まちづく
り協定に沿っているかまちに説明をして、了解をもらってから
出してくださいという話にすると、出てきます。内藤町の地区
計画もそうなんですけれども、事業者が来たときに、内藤町の
地区計画の区域だとすると、まず内藤町の協議会のほうに説明
に行つて、説明して、それで協議会のほうから協議しましたと
いうことがないと、ちよつと受け付けられないですよという
ような話になって、その受け皿があれば住民のほうにもできま
す。ただ受け皿が何もない場合に、住民参加としてオープン参
加してしまいますと、なかなか難しいところもあります。や
はり、その地域の受け皿みたいなものをどうやって確保してい

くかというのが、課題のかなと考えております。

進士会長 かなり大きな話で、今日、結局この最初のストーリーだと、パブリック・コメントを九月から十月にやって、とりあえず景観行政団体になったので、景観法に基づく景観行政に早くチェンジしたいというのが区の考えなんだと思うんですね。ですから、今のリストアップ、ちゃんとするとか、戦略的に考えるとか、今のような住民の関与の仕方をきっちり詰めなきゃいけないとか、いろいろ課題はあります。

ただ、それをちよつと今日中にやるというわけには、どうも時間的に無理のようなので、私としてはパブリック・コメントもあるし、審議会の委員は独自に意見が言えますし、それから今回のこのガイドブックは、本当に現場を歩いて学生たちが頑張ってくださつて、それを指導された先生方もおられるので、今のリストアップそのものを公的にやるんじゃないかと、既に地区ごとにありますね、素材は。ですから、それを入れるか入れないかはこの審議会で議論しなきゃいけないし、事務的にも事前に精査していただいたいと思います。一応大きなミスがなければ、きょうはこの原案の素案ですから、素案で御了承いただいております。まさにパブリック・コメントでみんなに意見を出してもらおう。パブリックじゃないんだけど、固定メンバーですから、この審議会の委員はね。審議会委員のコメントも出していただく。

それから、何だったらこれまでのガイドライン、ガイドラインじゃないけれども、ガイドブックに近い活動に参加された諸君からも、あそこあそこは本当は景観重要樹木にしたほうがいいとか、もしやれるものならですよ。もうちよつと時間をか

けたほうがいいというなら、そういう。ただ、呼びかけの段階になるかもしれない。それはこの十二月、これだと景観まちづくり審議会は、二十一年一月ということかな。

折戸課長 そうです。

進士会長 にやるのね。それまでに、いろんな事務的な作業もするんでしょうが、このコメントとして出していただいて、それを整理して、そして審議会を開いてここへ組み込んでしまうものもあるし、これはもうちよつとちゃんとリサーチしてからやるのかというのもあると思いますが、その辺の基礎的な整理は事務局でやっておいていただくとしても、少しそういう形でせつかくここまでやった人たちの成果が、例えば先ほど、私が勝手に勘ぐると、都との景観行政団体の協議のプロセスで出た程度でいいのかね。さっきの早稲田通りをやるなら、ここもやっておいたほうがいいんじゃないのというような御意見がちゃんとあるなら、できるだけ入れてやっぱりやっておいたほうがよさそうな気がする。委員コメントを含めてできるだけ出していただく。あるいは何だったらそういう、一回勉強会というかな。まだあれでしたかね、これをやっていただいた人たちはいますか、まだ在学している。みんな卒業してしまつた。助手の人たちぐらいでちよつと御協力いただいて、事務局で呼びかけて来ていただいで軽い研究会をやつてね。

はい、どうぞ。

西村委員 かなり具体的なガイドブックはあるから、事前協議の具体的な中身に関してはいろいろなことがやれると思うんですけども、仕組みがどうも余りに雑なんですよね、言ってみると。

なぜかという、例えば今あった手続きのところ、資料四の三十四ページの計画の流れのところなんですけれども、これは言ってみたら今までと何も変わっていないわけなんです。都市計画で決まるところは都市計画決定でちゃんとやるけれども、それ以外のところは単に事前協議をやってくださいといっているだけなんですよね。

例えば、本当に受け皿づくりみたいなことをやるんだったら、受け皿をちゃんとそれぞれの地区ごとにつくっていくような努力が別にあつて、その受け皿ができたならそっち側にちゃんときますよというような仕組みがあれば、そうしたら地域だって受け皿をつくることを頑張るわけだけでも、そういうふうにもなっていないし、ほかの区だと例えば用途ごとに届け出る規模がかなりはつきり決まっています、それごとに例えば地区に対して具体的に説明会を開かないといけないとか、渋谷区が考えているのはそうですね。ですから、非常に細かく規模別に決まっています。

そうすると、いずれにしたって何らかの形でバリアがあるから、事業者側としてはやらざるを得ないわけですね。これだとブラックボックスの中で協議をして、何か決裂したら決裂したでなかなかとめようがないという感じに見えるわけなんですよね。

ですから、どうも仕組みそのものが、先ほどの景観重要公共施設にしても突然と出てきて、公共施設の決め方の具体的な方針も見えないし、ここで具体的に書かれている中身との関係も見えないしね。恐らく都との協議の中でいろいろやられてきたのかもしれないけれども、どうもこの審議会との関係でいうと

突然なんですよね。突然だし、何か方針、ポリシーが余り見えない感じがするんですよね。

だから、スタッフもかわったので、いろんなやり方が、ちょっと何ていうのかな、どこかでギャップがあるのかもしれないけれども、ちょっとこのままいくと不安な感じがするんですよね。

ほとんど、つまり事前協議に関しては今までと何も変わらなということですよ、これを読むと。せっかくいろいろ細かいことをやって、非常に細かい地区ごとにいるんなことを書いておきながら、それを具体的に事業者に対して、だからこうやってほしいということを迫るようなツールが全然ないわけなんですよね。どうもその辺、随分不安な感じがするんですね。

進士会長 はい、どうぞ。

大野委員 事前協議は、やはり地域エゴという問題もあるんです。ですから、地域に、住民に配慮をし過ぎますと地域エゴが強くなって、まちづくりが壊れるということもあります。ですから、こういうことが基準で事前協議が、いわゆる地区計画なり景観地区ができて、何をポリシーとしているのか、このところをきちっと書き込んでいただかないと、ぼんと投げ出された地域は揺れるんですね。

ですから、このところだけは、今先生のお話を聞いていると、きょう初めて出たのでわかりませんが、変わらないとおっしゃる話であるならば、変えていただきたいというのが現場の住民の気持ちとしてはですね。やはりたばこの条例もそうですけれども、他区が新聞に取り上げられるようなことでない、新宿区は新宿区として立派なものが出てきたとか、こういうスタイ

ルがあるんだというものを発信しませんと意味がないというよ
うな感じがしますね。ひとつぜひ事前協議のところをしつかり
前とは違った形をお考えいただければありがたいというのは、
区民としてそう思いますね。

進士会長 ただ、事前協議で、その地域はどういう地域かと
いうのをこれでやっているわけ。だから、全くポリシーがない
わけじゃないんですよ。それぞれの地域の特性はこうで、こう
いう地域特性を生かすように、そういう方向でいきましょうと
いうことはもう書いてあるわけです。

ただそれが、事業者が嫌だと、そんなの嫌いと言われたとき
に強制力があるかという話なんです。ですから、それは地区
計画、地区を決定しているのがやれるわけだ。だけど、それ以
外の一般地区は今の話で厳しいと。だから、今の西村委員の御
提案は、そういういわば地域の同意とか合意形成をやるような
土俵を、もうちょっとちゃんとシステムチックにつくる、提案
をしておいて全部一気にその地域が合意形成はできないかもし
れないが、重要なところからでもやるようなふうに仕掛けはし
ておいたほうがいいんじゃないか、こういう話でしょう。

西村委員 ええ、結局、折戸課長が、ある協議会とか、決ま
った組織や受け皿があるところは、そこにまず投げられるから、
地域としては議論ができる。すると、やっぱり受け皿をつく
ったらそこに投げられてくるから、いろんな意見が関与できま
すよということがわかるような仕組みになっていると、区民だ
って、その地域なんかで、では受け皿つくったら自分たちのメ
リットがあるんだったらやろうということになりますよね。そ
うしたら、仕組みとしてそういうことをやったら、ちゃんと相

談がいきますよというふうな仕組みになっていると、そのと
ころで動くかもしれないと思うんですね。

今のところ、これはあるけれども、ブラックボックスだから、
やるのは窓口でやっているだけで、地域の人、直接関係ないで
すね。もちろん地域の人に、すぐに全部協議会ができないにし
ても、ある程度の問題があつたら、例えばそれに対して意見書
は書けるとかね。そうしたら、意見書が余りにも多ければ、こ
ういう場できちんと議論して、ここで決めるとか、余りなけれ
ばそれはすつといいと思うんですね。何かある仕組みがあ
つて、余り事業者がごり押ししてもそうはいかないというよ
うな仕組みが、やっぱり制度としてある程度固まっていなくて
いけないんじゃないかと。すみません、何か浅見さんが手を挙
げていらつしやるので。

浅見委員 私もまさにそう思うんですね。地域住民の意見を
聞いていただいたりとか、合意形成をするということとはとつて
も重要なことだと思つんですが、今まちづくり協議会みたいな
ものができている地域はいいですけども、ほとんどの地域が
できていないと思うんです。

そうすると、区の方がたくさんいらつしやる中で言いにくい
んですが、今区はとも何でもかんでも地区協議会におろせば
いいような傾向があつて、では地区協議会と区民会議とが同時
に立ち上がったので、どちらを選択するみたいな形で、どうい
う役割を持つて地区協議会と区民会議というのが、どういう位
置づけだというものも、区長が見えて説明はされたんですが、
その発信されたときの説明とどんな形が変わつてきて、今区
民会議はもうなくなりましたけれども、地区協議会には各地区

二百万という予算がついて、協議をする会議なのに何で予算がついて、そこで何でディッシュをつくって配らなきゃいけないかというような、いろいろおかしい問題が出てきているんですね。

そういう中で、まちづくり協議会みたいなものを、まちをどうやっていこうか、景観をどうやって見ていこうかというような視点において考えていないような地区に、では受け皿があればっておっしゃいましたけれども、今のままでいくと、では地区協議会に言って、地区協議会で何とかしてもらおうという傾向になってしまおうと思うと、それはとってもおそろしいと、今話を聞いていて感じました。

だから、まちづくりのこういうものに対して、私は本当は地域では、幾つも幾つもあるんな会ができて、金太郎あめみたくどこに行っても同じような顔ぶれができるということは必ずしも賛成じゃないんですけれども、でもやっぱりそういうものに興味を持ってこうだというような、もしこれだけの拘束力があるような会にするならば、そういうものにちゃんと興味を持つた人に参加してもらえような会議というものを、組織というものをつくらないと、今の区民会議だと何をどういうふうにやっていくのかわからないような、無灯火の自転車を取り締まったりとか、地域によっていろいろおもしろいことをやっているんですね。だから、そうではなくて、ちゃんとこういう趣旨で、こういうものをこういふふうにしたんだという受け皿を各地域にきちっと根づかせて、そこで議論をしていけるような組織というものを、ぜひぜひ入れていただきたいと思えます。

進士会長 さて、どうでしょうか。

折戸課長 先ほど受け皿の話が出たんですけども、ここ、私どもの図がちょっとよくなかったのかもかもしれないですけども、一般的には事前協議、協議の中でやるんですね。これまでも事前協議の中でやってきたことなんですけれども、これまでは事業者が自分で建物の周りを調べてくるわけです。このAという土地に建物を建てようとする、その事業者が三百メートルぐらいの範囲を自分で調査して、その調査した結果に基づいて、自分の建物は景観上問題ないですよというふうなことで、専門家を交えて協議していたのが今の実態なんです。それというのはセルフチェックですよね。要するに、事業者みずからが周りを歩いて、自分の建物が景観上問題ないですよということ、配慮しますよということをチェックするというのが事前協議、それを本当にそうかどうかというのを、客観的、専門的立場から専門家である景観相談員と事業者と我々、三者でチェックしてきたというのがあります。

これからどうなるかということ、今度は景観ガイドラインがございまして、もちろんそういうこともやっていただくのかもしれないけれども、基本的にはガイドブックでありますとかガイドラインがありますので、そのようにセルフチェックではなくて、こういうものを新宿区で定めています。これにのってどうですかという話になりますので、以前よりはかなり全般的な統一がとれたものになってくるし、今、景観まちづくり相談員にしても、今までは自分たちセルフチェックだったかなかなか言いづらかったけれども、今度はこういうものが出てくるんだから、これにのってどうなのという基準が一つできたから、前といる違うよねという話があったので、そ

これはこれまでよりもワンランクステップアップしているんだらうなというふうに私は考えています。

ただ、さつき区民の受け皿の話なんですけれども、これはこれからパブリック・コメントや、地域での説明会を行っていきますので、その中で地域での受け皿としては、ここに書いてある、例えば地区計画でありますとか、景観地区でありますとか、景観協定でありますとか、地域の景観、特に区分地区の何かという形にすれば、そういうような受け皿になるのかという議論は地域の中でも出てくると思いますので、検討していきたいと考えています。

ただ、私どものちょっと書き方が悪かったんですけれども、普通はそこでやっていきます。ただ、いろんな問題があるところについては、地区計画、景観地区、景観協定、そのほかの区分地区については、そういう受け皿があれば、その地域で形成した中でやっていきますよというようなことで、もうワンステップのところはそういう形で受け皿を用意したというつもりで書いてあるんですが、ちょっとそこら辺の連携がなかなかうまくいかなかったため、もう少し書き方を改めるのが一つと、それからもう一つ、今委員からいただいた区民での受け皿をどうしていくのかという議論はしていきたいとは思っているんです。重要な御指摘だと思っています。

大野委員 内藤町でも、このまちづくりを生かして事前協議をして、承諾書をつけない限りは業者はオーケーになりません。ですから、そういう形では地区計画ができて非常に有効です。

ただ、この相談員の方が、できた場合には、まちが上げて、役所に上げていく、いわゆるまちづくりの協議会ではオーケー

ですよというところに出口をすとかいうようなことはお考えですか。

折戸課長 まだ具体的にそこまで考えていないんですけれども、今、内藤町のようにまちづくり推進協議会ができていくところでは、確かに協議会の判こを、協議会での協議を経たものを重視するというふうになっていますが、これから他の場所はどうするのかについては、これからも少し詰めていきたいと思っております。一般的なもの、それから地区計画のようなもの連携については、今後もう少し考えていきたいと思えます。

大野委員 その辺の相談員のポジションをちゃんとしていたければ、理解できるように思います。

折戸課長 わかりました。

進士会長 ゆくゆくは、例の裁判員制度じゃないけれども、本当はコミュニケーションでそういう議論がきちりできていくというのが本当はいいんですが、景観はまだ若干発展途上段階ですので、制限の仕方とか、完全に同意を要件にすると、それこそ裁判ざたに大体なっていくという話になるんですね。ですから、そこを意識して、ずっとこの審議会は、地域住民の皆さんに参加してもらいながら、景観意識を持ってもらうとか、こういうガイドブックをつくって、皆さんが地域というものを自覚していただくとか、そういうある種の学習を重ねてきたわけです。ただ、徐々に景観法もできましたし、ステップアップしていかなきやいけないということで、西村委員や窪田委員が言われたような仕掛けを、少しずつやっぱり制度としてつくっていくという段階だろうと思います。

きょう私は進行役としては、何かこのフローがあるものだけ

ら、パブコメ前にもう一回今のことを、原案を事務局に、仕掛けを入れて原案をつくってくれとちょっと言いにくいんだが、どうでしょうか。

私としての中間案は、先ほど言ったように、せつかくフィールドサーベイをやっていたら、ここまで積み上げていた方たちもおられるので一工夫してほしいと、簡単に言うと一般論でいえば、パブコメとにかく書かせていただきたいと。委員も一緒にコメントしてくださいというのでもいいんですけど、そうじゃなくて少し関係者のお知恵をおかりして、このパブコメ原案を少し強化する。そういうことをちょっと進行のために提案をさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

西村委員 それでいいと思います。なるべく早い段階で、きちんとした運用ができるというのも大事だと思うので、可能な限りきょうの意見を入れていただいて、また今日の意見もある意味パブリック・コメントみたいなものだから、そのパブリック・コメントをもらった後の改定の中にもまだ……

進士会長 余裕がありますね。

西村委員 余裕が少しあると思うんですね、ぜひ。また、そこを議論する機会もここでもありますよね。ですから、もっとよくなるという感じで考えてよろしいと思うんですね。

進士会長 それでは、キーマンの何人かの若い方たち、助手の先生方とかいられたはずですから、そういう方たちにも呼びかけて、一回検討会をお願いして、今のような問題意識をちゃんと、できれば窪田さんなんかもリードしていただけるとなおりますが、そうやってこれを、ここをこうしておく

といいよと、それがもしできましたら、もしよろしければ会長一任ということにさせていただいて、それも見せていただいて素案にすると。そして、パブコメをやって、さらに今、西村先生が言われたように、その後もパブコメを集めてもう一回またステップアップする可能性もあると、こういうことでいかがでしょうか。そして、さらに足りないところについては、順次この審議会の課題として、とりあえず早期スタートはさせながら、景観法に基づく景観行政をスタートさせながら、順次この法律の身にふさわしいものに充実していく、そういうような考え方でいきたいと。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

永島委員 本当にまとめていただきまして、ありがとうございます。私も、なかなか至らない部分がありまして、申しわけございませんでした。

御提案いただきましてありがとうございます。その中で一点、皆さんとお会いして何かをまとめてやるということ、ちょっと日程的にそこまで間に合わない場合については、会長と御相談させていただいて、今回の資料をできるだけ、バージョンアップできたものをやらせていただく中で、またパブコメと並行して、さらなる意見を頂くというような段取りになるかもしれませんけれども、そのあたりはよろしくお願いしたいと思います。

進士会長 時間軸ではね。

永島委員 申しわけありません。

進士会長 では、そのあたりも少し遊び時間というかな、余裕を見ていただいております。

それでは、一応そういうことで、今申し上げたような前提で基本的に御了承いただいたということにいたします。

よろしいでしょうか。

はい、どうぞ。

阿部委員 せっかくの機会なので、今の手続は進士先生のとおりと思ひまして、あと一点だけ十ページと十一ページの区分地区の件で、御意見といたしましうか、そこだけ言おうと思つてずっと待つていたんですけれども、タイミングがなかつたんですが、東京都の景観計画で水とみどりの神田川とあと新宿御苑が出ていまして、新宿区の提案というのは粋なまちの神楽坂とエンターテイメントと落合の保全、この三つを挙げたというふうに理解してよろしいですね。これが新宿区の付加されるのだと。

永島委員 他に、一般地域というのがあります。

阿部委員 それは全般でよろしいですね。

永島委員 全般の地域なんです、一般と書くとか何か白地のように見えるんですけれども、東京都とは違つてこちらにもきめ細かく規制をかけております。

阿部委員 一般はいいんです。私が言いましたのは、その三つを追加した中で、例えばきのう北京オリンピックピクが終つて、次はロンドンで、次に東京にあつたとするんですけれども、例えば神田川が流れて、こちらに外濠がありますよね。こつて東京オリンピックといひましようか、東京マラソンだと、こつをずっと四谷から折り返してずっと走つていつて、飯田橋の河川へ行くような非常に、言葉は悪いんですけれども、非常にいい場所だと思つてするものですから、そういう外濠地区とか、

例えばあとは中井の地区にある染物工場のあるあたりなどは、あえて議論があつた中で三つを選ばれたというふうな理解してよろしいかということなんです。たくさん地区があつたと、選択して三つに集まつたということでもよろしいですか。

折戸課長 今の外濠につきましては、千代田区と、それから港区と中央区と新宿区で今検討しております、そういう中でかなり文化的なものできましたので、景観的な問題を今協議中でございましたので、そのところは落とすということでございます。

染物工場のあたりにつきましては挙がつておりませんでした、これからどういふ地区がいいのかということについては、きよう御意見があつたということについては、事務局として検討させていただきます。

進士会長 地域の拡大とか新規の区分地区とか、いろいろ提案はどうぞ出していただいていいんですから、理由を一々聞いたりしなくてもいいと思つたら出していただいて、ただ後で理由があつて、それは含めないということもあり得ますが、どうぞ阿部さん、次々点検して案を出してください。

四、赤城神社の建て替えについて【報告】

~~~~~

進士会長 それでは、最後になります。報告をいただきます。ちよつと約束の時間をオーバーしておりますが、手短かに。

景観と地区計画課の課長さん、どうぞ。

折戸課長 すみません、今資料を、参考資料ということで、赤城神社プロジェクトということで、これから事業者が説明い

たします。これは何で説明するかということですが、例えばさっきの景観の素案でありますとか、景観まちづくりガイドブック、今お手元の二番でございますか、二番のところの鳥居は赤城神社の鳥居なんですね。それから、ガイドブックの中を見ますと、例えば四十九ページには神楽坂地区の神社、寺町エリアってどんなまちとか、景観の核となる二つの神社ということで赤城神社を取り扱っているわけですね。もしもこれが変更になると、ここにある看板の神社が変わってしまうということもございますので、建て替えがどうこうということでは、別に審議会としていいか悪いかとかいうようなことではないと思うんですが、事業者としてこういうガイドブックに載っているような、重要なポイントにあるものを建て替えるということが計画されておりますので、この場で御報告して、もし委員の皆様のお意見があればいただきたいということでございます。よろしくお願いたします。

進士会長 見ればわかる言葉はいいですから、迷ったところとか考え方があればどうぞ。

飯田事業者 熊谷組設計の飯田と申します。よろしくお願いたします。

事業者様としましては、法人の赤城神社様、それから氏子総代、それと今回ちょっとマンション事業として三井不動産レジデンシャル、それから私どもが設計者、それから施工者として熊谷組が入っております。そんな中で協議を続けさせていただきます。全体の流れとして今回の御報告という形になります。

一枚めくっていただきまして、今回の赤城神社プロジェクト

という形の中で基本コンセプトをつくっております。景観的なところではなくて、それ以外のところもちょっとまとめさせていただいております。

左側にありますのが現況写真で、右側が建て替えのイメージ写真になります。

一つには、神楽坂の地域交流の場の創造という形で、今回建て替えに当たりましては、神社の老朽化と、それから氏子さんの減少、それから神社としても少子高齢化になりまして、幼稚園もちょっと経営難という形で、二〇〇四年の段階から相談を受けまして、やっとこの段階に至ったという計画になります。そんな中で、非常にやっぱり信仰を深めまして、神楽坂の交流の場になるようなところで、ギャラリーですとかホールですとかといったものを設けながら、建て替え計画を進めていかせていただきたいと思います。

二番目としまして、建て替えの資金、これはマンションづくりという形に簡単になってしまいうんですけれども、一応定期借地権による土地の保全ということを考えて、基本的に七十年定借の共同住宅事業、七十年が終わりました段階では更地に戻していくというような形の事業になります。七十年後の未来に託すということも、一つ建て替えの中で念頭に置いて、土地の切り売り、その他がないような形で保全をしていこうというふうに思っております。

それから、三番目として樹木の保全と記憶という形で、樹木については入り口のケヤキですとか、そういった立派なものがあるんですけども、やはり建て替えによってやむを得ず伐採することもありますので、その伐採に対しては樹木を、やはり

テーブルですとかさい銭箱とか、そういったものの再利用を含めて検討していければというふうに思っています。

それから、最後に防災拠点としての整備ということで、赤城神社の裏手は急傾斜地に指定されている区域もございまして、その部分の保全ですね、そういったものが今回、当初は大きくそのがけ地の部分についての改善も考えておったんですけれども、諸事情によりましてそこは改善できないと。ただ、今東京都のほうのメンテナンスもできないような状態でありますので、一応そこまでの道路整備とメンテナンスエリアを設けて対処していこうというふうに考えております。

それから、西側は民地境界のところなんです、大分前からの大谷石の擁壁がありまして、ここにつきましても新宿区さんの指導も受けた中で、RCの安全な擁壁を構築して、こちらの広域な場所の特性としまして、安全な敷地形成を図っていければというふうに思っております。

これが一ページの基本的な考え方になります。それから、二ページ目がデザインコンセプトという形で考えております。デザインの改修につきましては、隈研吾事務所様というところと共同で今検討して進めていこうという形の中で、イメージをつくったものをこちらに載せております。

基本的には、神楽坂の地域交流の核となるような形で、社殿は現在赤なんですけれども、神社の原初を思わせるような形態としていきたいということで、伊勢神宮ですとか乃木神社、こういったところをイメージしまして、形態の原初に近い神社という形をつくっていききたいと思っております。

それから、新しい神社なんです、空間構成としましては、

社殿ですね、本殿が裏側にきちつとある空間構成としまして、現在ある空間をそのまま継承した形としていきたいと思っております。

それから、境内とか社殿の装飾ですね、これはやはり赤城神社ということで赤のイメージがありますので、赤のイメージを継承するような計画で、そういったものをポイント的に使っていきたいというふうに思っております。

それから、全体の経過の中で、周辺地域の緑に対して開かれ、かつ木の自然な表情を持った伝統と革新を持つ新しい神社の姿としたいということで、白木をイメージした、これは大和張りという古来の張り方ですね。伊勢神宮の左下にありますけれども、屋根のふき方、その他こういった大和ぶきという形になっておりますので、そういったものを踏襲した屋根のふき方、それから和風の格子という形で、これは隈研吾事務所さんがやっている、中間にサントリー美術館というところの内装のイメージ、木のイメージがあるんですが、こういった格子状のイメージを取り入れまして、今回の社殿建築及びマンションのほうのファサード的なイメージをつくっております。

右側に六枚ほど並べましたのが、今回のイメージパスになります。かなり鳥瞰から見ているので、少し建物がゆがんでいるような形になりますが、中央の上のほうは、神社の左わきのほうから鳥瞰的に見たイメージ、奥に見えませんがマンションのところですね、縦に張ってあるのも大和張りのイメージをしたものになります。

中間に入っていますのが、参道を上がっていく部分から建物と神社の流れの形、それから中央左下が社殿の外観イメージで

す。右側が内装を含めて、先ほどの格子イメージを三点ほど挙げてさせていただいております。こういった外観計画をしております。

前後しますけれども、三ページ目にそういったものをちょっとまとめて、こういうものができるかということ、施設構成を考えております。

これ平面図、二階の図面とグラウンドレベルを足して合わせておりまして、ちょっと非常に見づらいかと思うんですけども、左端のほうが神楽坂のほうから入ってくる通りになっております。それで、樹木を記載しておりますけれども、樹木のところに、中央にグリーンの丸があるもの、右下のほうに凡例がございますけれども、保全する樹木、それから赤い四角が移植して、またこちらのほうに戻ってくる樹木、それから黒い丸が新規樹木という形です。参道に入りますところが、非常にケヤキが立派なものがありますので、そういったところは近隣の方に非常に落ち葉の問題があるんですけれども、やはり保全していただくということで参道を残しております、そこから中央のところは階段が何段か見えると思えますけれども、今回参道を多少上るようなレベルにしまして、信号と、それから歩車道分離というあわせ持った考え方をうまくできないかということで、階段状の参道を計画しております。上ったところが、基本的には社殿になります。奥のほうに本殿を構えて、手前のほうが向拝、その他施設がありますけれども、今の配置と変わらないというところです。

左のほうに神楽殿がありまして、これは戦災で焼けてしまった神楽殿の復興という形で、今はない施設なんですけれども、

改めにまたつくっていきたいというふうに考えております。そういったものが神社構成になりまして、下側のグレーの部分がマンション建設、六階建てになるところです。

そんな中で、先ほど地域コミュニティという形で考えておりますのが五番のソーホーと。これはまだ事務所的なものですとか、いろいろ使い勝手はNPO法人の粋まちづくりの方とかとお打ち合わせさせていただきながらということなので、内容は確実には決まっております。一つは社務所を含めたカフェ、赤城神社にはもともカフェがありまして、憩いの場所になっていたというところで、それも一応もう一度復元したいと。

それから、ライブラリーですとかショップ、スタジオ、これは今までの歴史的なものをギャラリー展示したり、それから神楽坂の方たちが利用できるようなショップ関係ですとか、そういったものをやればというところで、今企画をちょっとお願いしております、「赤城ひといき」というようなネーミングで、ちょっと企画を考えていただいているというような状態です。まだ施設づくりとしては、中途半端になっておりますけれども。

もう一つは、赤城神社。こちらは二階になりますので、地下の部分になりますけれども、多目的ホールと書いてしまっているのか、実際のところは赤城会館という神社の会議室、そういったものを設けておりますけれども、神社の会議室ですと和室の控室ですとか、いろんな施設を多少つくりますので、そこも先ほどのソーホーの中に入る施設と一体になって運営ができないかということで御相談をかけて、こちらの中で神社のところを有効に使っていただけないかというふうに考えております。

それから、左下のほうに、先ほど樹木の保全と、それから伐採の一部を再利用ということで、再利用されているような一例なんですけれども、神社のみこしの担ぎ棒ですとか、それからもちつきの道具ですとか、それからさい銭箱とか、それから赤城力フェの中にはケヤキのテーブル、今のケヤキはそういったものに育てていないんですけれども、非常にここまで利用できるか難しい木ですけれども、何とか使って保全と記憶を残していきたいなと思っております。

それから、計画地の中、ちよつとグリーンの先ですけれども、擁壁の改修という部分があります。それから、北側のほうですね、右側のほうにはがけのマークが書いてありますけれども、こちらが急傾斜地になりまして、そこにメンテナンスできるようなスペースですね、こういったものがなかったために、ちよつと補修作業が滞っているという形に現在なっておりますので、そこを何とかしていきたいというふうに思っております。

それから、次の二枚ほどですね。これは景観条例の中といいますか、景観協議で、モニタージュ関係でシミュレーションさせていただいているものになります。入ったところの神社の形が今ここにあると。ちよつと玉垣がなくなったりしますけれども、それから入っていた参道の計画が、モニタージュでこうなるというような形でやっておりますので、そういったところをちよつと見ていただきたいと思います。

以上、報告させていただきます。ありがとうございます。

進士会長 何か御質問とか御意見ございましたらどうぞ。

福井委員 神楽坂については、今初めてこの資料を見せていただいたんですけれども、保護樹木がすでに伐採されていたこ

とが残念です。

進士会長 今の話、よくわからなかったけれども、保全する樹木、移植、新規植栽で、切る樹木が入っていないわな。事前に切られていた。

福井委員 もう切ってしまった。

進士会長 事前に切ってしまったの。

福井委員 切ってしまったんです。

進士会長 ああ、そうか。いや、保全して、移植して新規に植えるんだから、すごいなと思っていたの。それは何、駆け込みで木を切るなんていう、そんな木の制限の制度ありましたっけ。

福井委員 いや、だから僕は指定される前に、こういうことがあるから切ってしまったんじゃないかなというふうに僕らは思っています。

大野委員 内藤町も二百八十坪ぐらい、まだ係争中のところですけども、我々のところに情報が入る前に、そこは非常に旧宅で樹木がたっぷりあったところなんです。まちでもシンボルとなるお宅だったんです。そちらの御主人も、私が亡くなったらこれを保存するように遺族に言っておくと行って、我々も、十分まちづくり委員会も納得をしていたものが業者に相続されながら売った途端に全部切られて、あつと言ったら業者の手に渡っていたと。これは現実です。まちづくり、地区計画があつても。

進士会長 ここは神社だからね。普通、氏子がしっかりするんだけれども、今は、。では、わかりました。はい、どうぞ。

山本委員 せっかくですから、ちよつと教えていただきたい

んですが、赤城神社は、いつもここを通ったりしてしているので、これを拝見したときにあれっと思っただのは、随分高くしますよね、奥を。これは何か単純に一言で言っと。

飯田事業者 歩車道分離というのが一つなんですけれども、やはり神社としての格を上げるといふ形で考えました。

山本委員 よそから土を持ってくる。

飯田事業者 いえいえ、下には実際のところ駐車場ですとか、ごみ置き場ですとか、そういったものが入っているんですけども、参道を上げて、もうちょっと信仰の対象として立派なものにしていきたいと。

山本委員 気持ちが高ぶるように、そういう意味ですか。

飯田事業者 はい。それとあと、実際車回し、こちらのほうの住宅もあるものですから、こちらのほうの車回しというところで、今も境内の中をいろんな車が自由に通っている状態なんですけれども、そこと参道のしっかりしたものを分けたいというふうな御提案の中で組み上げております。

進士会長 よろしいですか。いいですか。

山本委員 ええ、説明そのものはわかりました。

進士会長 では、八木さん。

八木委員 ちよっと私もよく神社のことというのはわからないうんですけれども、伺うところによると神社というのは、建て替えというよりも、むしろ新しくする前に、建て替えるに当たっても手直しをするに当たっても、昔のまんまの形をそのまままで継続していくというのが、順当な維持の仕方ということをちよっと伺ったことがあるんですけども、このお写真と、それからこちらの新しくできた写真では全く形が違ってきてし

まうんですけれども、これは宮司さんの御希望ですか。神社庁や何かにかよって、やっぱりその辺の歴史あるものから、その文化を、太古より伝わっているものを、そのままやっぱり継続していくことというのは、今日日本では非常に少なくなっているんで、必要なことじゃないかと思うので、やっぱりしっかり調べて同じ形で継続していくほうがよいのではないのでしょうか。

飯田事業者 実際に神社の中でいきますと、こちらの本殿部分ですね、こちらの本殿はまるつきり前の形態を踏襲しております。形的にも、大きさ的にも一緒と。本殿、御神体とか、そういうものが祭られているところなんですけれども。それから、その手前の拜殿、幣殿という場所、これは皆様が入られて基本的に祈祷を受けられるとか、そういうところになるんですけれども、こちらの平面形と、それから仕様があって、そのままの形をとっております。

それで、今までの歴史を考えますと、実際にこちらの赤城神社、昭和の戦災のときに焼けてしまったということで、最初に復興されましたのがこちらの木造の本殿になります。本殿の形態は、今木造というわけにいきませんので、建て替えという形で、同じ形態を踏襲させていただきます。

それから、こちらが赤城神社の手前の社殿のほうですね。こちらのほうは昭和三十年代に鉄筋コンクリートでつくられましたので、大社づくりになっておりますけれども、こちらのほうはちよっと歴史的には余り重みづけがない建物なんですけれども、一応平面形態その他については信仰の儀式がありますので、そのままの形態で、建物の形的にはもうちよっと原初ですね、

伊勢神宮ですとか、そういったものの形態を踏襲できないかというところで、これは宮司様の希望ですとか、そういったものがありますけれども、また隈研吾事務所様のほうからの御提案の中で、そういったデザインもあるのではないかとということ、こちらの本殿のほうは変えさせていただいておるといふことですね。

それから、先ほど言われたように神社というのは新しくなればなるほどいいというものもありまして、そういったところでききますと、こういったところの形態がちょっと、手前の形からいうところといった伊勢神宮のふき方ですとか、そういったものを見習った形態にしていこうというような形です。

進士会長 赤城神社は御祭神はどなたですか。祭神。

飯田事業者 祭神ですか。すみません、御祭神といいますと、祭っている人ですな。

進士会長 祭っている神様。

飯田事業者 人じゃなかったと思いますのが。

進士会長 人じゃない、神様だから。

飯田事業者 すみません。

進士会長 いや、伊勢神宮の形をとるといふのは、天照大神とか、そういうことなのかな。

飯田事業者 になりますけれども。赤城神社といふのは、もともと向こうの信仰ですから。

進士会長 群馬の赤城山でしょう。

飯田事業者 はい。

進士会長 多分、何柱か祭神があるんだろうね。それは余り無縁だと変だからね、やっぱり。

飯田事業者 その辺はぼつと出たところではなくて、そういったところで、現実的には当初も実際そのままの形をやるというところもありました。

進士会長 だから、今の八木委員のお話は、古いのを守れと言ったんだけど、今の話だともっと古い、もとへ戻すんだということだね、伊勢神宮に近づけるんでしょう。

八木委員 そうですよ。そうすると、伊勢神宮というのは二十一年に一回ずつ修理されてますね。

進士会長 あれ形は同じだから。

八木委員 形としてやっているけれども、御本殿というか、昔からあるところはそのままの形で修理や何かをなさっていないらっしゃる。ことは出雲大社、あれが六十年に一回、建て替えるんじゃないかと、修理、修復をするというような形でもってなさっていらつしやるというくらい、やっぱり昔のままの形に重きを置いて継承していらつしやるような御様子なので、私、余りよくわからないけれども、そういうことをちょっとお考えになるとよいと思います。

進士会長 今の話だと、現在はコンクリートなんだって、幣殿とか拝殿は。

飯田事業者 手前のところのそれはコンクリートできております。

進士会長 これを木造にするんでしょう、逆に。

飯田事業者 木造といいますが、今、鉄骨と木の形の組み合わせになりますけれども、基準法上の規制がありますので。

進士会長 意匠上、木にしているわけですか。

飯田事業者 はい。実際には、なるべく木質に見せていき

いと。現在、私も前施工としまして、昭和三十四年につくらせていただきまして、そのときの形はRCの形なもので、手前のほうはですね。奥のほうの本殿だけが木造だったというところですよ。

八木委員 そうすると、前に会議室みたいなのができてしまうと、御本殿の正面の形はなくなってしまっているのですか。

飯田事業者 いえ、正面のほうの形はこちらのほうに残っていく、こちらのほうですね。

八木委員 それが正面になる。

飯田事業者 正面になります。

八木委員 ですが、御本殿のほうは後ろに隠れてしまいませんか。

飯田事業者 本殿は必ず一番奥のほうにありますので。

八木委員 その前に集会所をつくっていくということですね。

飯田事業者 こちらの形は。集会所といいますが、普通にあります、今もこういう形で拝殿、幣殿とあるんですけども、こちらの形はそのままの形、これ外観だけが変わっています。

進士会長 この神社会議室というのは地下なんですよ。

飯田事業者 地下です。

進士会長 今そこは説明でわかった。

八木委員 ああ、それは地下なんですか。

飯田事業者 地下です。ここの地下です。

八木委員 わかりました。すみません。

飯田事業者 姿としてはあらわれない形になります。

進士会長 はい、どうぞ。

西村委員 このガイドブックを見ると、ここのところに鳥居

があるんですね。この図を見ると鳥居がないんですが。

飯田事業者 今の鳥居は非常に小さいものです。

西村委員 なくすんですか。

飯田事業者 いや、ここにまた鳥居を再構築させていただこうと思っております。

西村委員 この写真を見ると載っていないですよ、このところはない、この鳥居。

進士会長 このケヤキとイチヨウの間のこれが、鳥居のことですよ。

飯田事業者 すみません。これはちょっとこちらのほうですね、実際、伐採とかその他に当たりまして、この鳥居を撤去してしまつた分がありますので、そのときの写真で写っていない。新たに再構築させていただきました。

西村委員 では、こっこのほうにあるのですか。

飯田事業者 そうですね。モニタージュは、奥のほうだけモニタージュを入れてしまいましたので、手前のほうですとか、そういうものはそのままになっていますので、また新たに鳥居を形成し直します。

西村委員 このオリジナルを戻す、もう一回。

飯田事業者 戻すと。ただ、今の鳥居は非常に小さくて緊急車両がなかなか入れないですから、一応幅四メートルぐらいの結構大きな鳥居になるかと思っております。

西村委員 新しくするんですね。

飯田事業者 はい。

進士会長 ほか、いかがでしょうか。

八木委員 そうすると、鳥居の両わき、ここ、鳥居から入っ

たところの両方の樹木を伐採してしまっただけというのですか。

飯田事業者 いえ、これはしていません。剪定はしてありますが、していません。

八木委員 これはしていません。では、このまま保存するのですね。

飯田事業者 今非常にこの辺のところたくさんあって、剪定はしておりますけれども、このまま生きている状態になっております。

八木委員 そのままで。

飯田事業者 はい。奥のほうの樹木だけは、ちょっと真ん中のほうは伐採させていただきました。

大野委員 一言だけ。例えば、うちの内藤神社は防災用のものを備えております。貯水池とか、それからホース、いざという場合は、そういうふうなものは何かお考えで、これはやっていきますか。

飯田事業者 ええ、基本的には防火水槽その他はそのまま装着して。現時点で敷地内にありましたので、現在はそれはちょっと一時撤去という形で、あとそのまま消防署さんと打ち合わせをさせていただきながら、進めさせていただければと思っております。

進士会長 よろしいでしょうか。  
はい、どうぞ。

窪田委員 どこまで事業者さんに求めればいいのかかわからないんですけども、この四ページの今の図面と、やはりちょっと前どうだったのかという図面を比較して出していたかかないと、なかなかちょっとコメントしづらいというのが一点です。

これはむしろ区の方になんですけれども、今回、先ほど福井さんおっしゃったように、緑の保全ができなかったという話を、何かちゃんと蓄積しておいたただかないと、また同じようなことが起きる可能性があって、保全の樹木の仕方、景観上、特に赤城下町からの緑の眺めというのは非常に重要だったかと思うんですけれども、そういうできなかったことをこれから生かすということで、次の議題のときにぜひそれを挙げていっていただきたいと思います。

進士会長 そうですね。

後藤委員 これ今、幼稚園があるところですよ、マンションの。結構ここが子供たちの貴重な遊び場のようなところですよ。

飯田事業者 こちらのほうが、実際のところはありまして、こちらが実際には今、マンションが建っている部分が旧、今建っていますけれども、赤城神社の本殿と社殿ですね、全体として社殿になります。それから、こちらの部分が幼稚園などと。こちらで使っている部分と住宅という形で、全体的には一定利用されていたと。こちらが赤城会館と、実際こちらのほうに何軒か民地が入っていたという形になりますので、今こちらの入り口関係の樹木についてはこういった形で残していく。

それから、参道の真ん中に大きなケヤキもあつたんですけれども、こちらのほうは再利用させていただきながら、今の参道の計画になっています。こちらの後ろのほうですね、はっきりいってたくさん樹木があつたんですけれども、このところの部分については、実際こちらの通り、道路をつくるという形の

部分を踏まえて伐採させていただいているという形になります。実際の樹木のところになりますと、こちらのお寺さんとの間なんですけれども、その辺に樹木ですとか参道計画の中へ戻していけるところがあればということになります。

それから、先ほど樹木、勝手にというのがあったんですが、御相談させていただきながら、植栽のほうは打ち合わせさせていただいていますし、また伐採に至っては、ことしの三月前に入りませんとやはり再利用という形での、木が水を吸ってしまふ時期になりますと、やっぱりそれはほとんどが伐採して再利用できないという状態ですので、再利用させていただく伐採につきましてはさせていただきましたし、移植につきましても、今千葉のほうに移植させていただいているという状態です。

進士会長 はい、どうぞ。

阿部委員 福井委員もおっしゃいましたので、私もこの赤城神社にはしょっちゅう行っているところでございます、細かいところは別にしまして、やはり樹木を保つのがいかに大変かということの典型だと思っただけです。保全すべき樹木、本来あるべきものがあつたんですが、当然そういうものを伐採したということ、インド大使館で内藤先生が怒られていたのと同じ理屈で、いつの間にか大切な三十年、四十年育った木が伐採されるといふ、それが何とめめることもできずにされているという実態というのが残念です。

進士会長 これは保存樹木にはしていなかったんですか。

邊見幹事 保護樹木に指定はされていたと思いますが、確か解除してあります。

進士会長 保存樹木の解除をしたわけね。保存樹木の解除を

手続的にやった上で切っているんでしょう。

邊見幹事 事前の審議を経て、許可を行っていますが、本件では、一部、事後報告となった樹木もありました。

進士会長 そんなものあるの。

邊見幹事 ええ。いろいろ事情があつて、やむをえない場合は、みどりの審議会に先立つて解除を行っているケースがあります。その場合には、事前に相談を受け、先行して解除して、審議会に報告することになります。

進士会長 それはおかしいよね。それは区としては許可しているの。

邊見幹事 はい。

進士会長 何のための保存樹木制度なのかわからなくなってしまう。私は実は車窓学会というのをやって、神社の森を守るために一生懸命やっているんだけど、氏子総代とか、神主さんもよくわかつていない。まあ宗教法人が経営難とかいろいろあるんですね、一方ではね。だから、そういうこともありまして、それから氏子が、みんなが寄附するということでも成り立っていたんだけど、今はおさい銭がわずかになったり、それは事情はわかっているんですけども、ただ今言ったように保存樹木制度というのは、区の共有の財産として保存してきたので、それは余り事前に切られても困るな。移植はわかりませんよ、移植は。だけど、伐採はいつでも切れるんだよ、許可取ってから切るべきですよ。そうですね。そうですね。

飯田事業者 こちらとしては許可を取らせていただいています。それから伐採につきましても、一応三月で育ってしまう、水を吸ってしまう時期で、次のさい銭箱とか、そういったものに利

用できない木になってしまいました。

進士会長 その木を使おうと言ったの。そうか。

飯田事業者 はい。再利用させていただくものについて、伐採させていただいております。

進士会長 なるほど。まあ福井さんと同じ気持ちでひとつ。

これは御報告ですから、基本的に了承いただかなかないけれども、特に特別の御注文はないですね。よろしいですね。

事業者の皆さんには、大変御無理いただいて、きょうに合わせに来ていただきましてありがとうございます。

飯田事業者 なかなか合わせられなくて、私一人で申しわけないです。

進士会長 なるだけ緑を大事にするのと、景観を大事にしながら、ひとつ事業をお進めいただけると幸いです。

飯田事業者 よろしく願います。

進士会長 一応、議題はこれでいいですか。

事務局、何かありますか、その他。

志原主査 事務局からございます。

次回、まだ詳細は未定ではございますが、先ほどご説明しました通り、パブリック・コメント等を踏まえた後に、再度、もう一度こちらで原案について御審議いただくというところで一月ごろを予定しております。また、詳細決まり次第、御連絡いたします。

進士会長 それから、もし事前にさつき言った会をやるんだしたら、出られるかどうかかわからないけれども、委員の皆さんにはスケジュールだけお伝えください。

それでは、今日はどうも時間をオーバーして大変恐縮です。

ありがとうございました。

午後四時三十三分閉会